

令和5年9月定例会

# 文教警察企業分科会会議録

令和5年9月29日・10月2日～3日

場 所 第3委員会室



令和5年9月29日(金曜日)

午後0時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第12号 令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 令和4年度宮崎県電気事業会計利益決算の認定について
- 議案第14号 令和4年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第15号 令和4年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 報告事項
  - ・令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費精算報告書
  - ・令和4年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費精算報告書

出席委員(6人)

主査	山内 佳菜子
副主査	山内 いっとく
委員	日高 陽一
委員	前屋敷 恵美
委員	齊藤 了介
委員	井本 英雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	平居 秀一
警務部長	奈良 文代

警務部参事官兼 首席監察官	山崎 猛
生活安全部長	迎 修二
刑事部長	三原 健
交通部長	湯浅 晴之
警備部長	久留米 英樹
警務部参事官兼 会計課長	黒木 真二
警務部参事官兼 警務課長	日高 貴
警務部参事官兼 総合管理課長	神村 守人
生活安全部参事官兼 生活安全少年課長	室屋 利春
総務課長	杉村 昌俊
生活環境課長	田中 宏光
サイバー犯罪対策課長	小野 哲也
交通規制課長	岩田 浩幸
運転免許課長	池田 健二

企業局

企業局長	井手 義哉
副局長 (総括)	山下 栄次
副局長 (技術)	有馬 誠
技監	宮田 晃尚
総務課長	伊豆 雅広
経営企画室長	山元 孝訓
工務管理課長	丹山 竜一郎
施設保全課長	松生 晃
発電設備課長	日高 誠
総合制御課長	小野 一彦

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田 真紀
政策調査課主査	西尾 明

---

○山内主査 ただいまから決算特別委員会文教警察企業分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査 それでは、そのように決定いたします。

次に先ほど開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元に配付の分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は主なものについて説明があると思っておりますので、審査に当たってはよろしくお願いたします。

次に監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、ほかの分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたのでよろしくお願いたします。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時3分再開

○山内主査 分科会を再開します。

それでは、令和4年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いたします。

○平居警察本部長 警察本部長の平居でございます。本日は、令和4年度の警察本部に係る決

算の概要と、これまで推進してまいりました主要施策について御説明させていただきます。

令和4年度一般会計の決算につきましては、常に適正な予算執行に努めてまいったところがあります。

また、令和4年度は、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」に掲げられた将来像である「安全な暮らしが確保される社会」の実現を目指し、各種事業に取り組んだところでございます。

決算の概要と主要施策の成果についての説明は、警務部長から具体的に行われますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○奈良警務部長 それでは、警察本部の令和4年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の令和4年度決算特別委員会資料の4ページをお開きください。

初めに、令和4年度決算事項別明細総括表により、決算の概要について御説明いたします。

警察本部の一般会計につきましては、予算額269億7,084万1,100円、支出済額263億8,232万1,242円、翌年度繰越額1億4,921万8,000円、不用額4億3,930万1,858円、執行率97.8%。翌年度繰越額を含めた執行率98.4%となります。

それでは、資料に沿って、目の不用額が100万円以上のものと執行率が90%に満たないものについて御説明させていただきます。

資料5ページを御確認ください。

(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費につきましては、予算額1,200万1,000円、支出済額1,097万9,373円、不用額102万1,627円、執行率91.5%となります。

公安委員会費は、宮崎県公安委員会の運営及び警察署長の諮問機関である警察署協議会の運営に要する経費であり、主な不用額としまして

は、報酬と旅費の執行残です。これは、新型コロナウイルス感染拡大により、年に複数回実施する警察署協議会の一部が開催できず、委員に対する報酬や旅費に不用額が生じたものとなります。

次に、資料6ページ、(目)警察本部費についてです。予算額212億8,720万100円、支出済額210億6,477万6,134円、不用額2億2,242万3,966円、執行率99.0%となります。

警察本部費は、職員の人件費及び警察職員の設置に要する経費であり、主な不用額は職員手当等です。職員手当等につきましては、職員に対する各種手当等であります。

主な不用額の理由につきましては、事件・事故や災害など突発的な事案への対応が必要となるため、万が一事件等が発生した場合に必要な特殊勤務手当等の予算を確保しておりましたが、発生がなく不用額が生じたものです。

次に、資料7ページの(目)装備費についてです。予算額4億1,193万8,000円、支出済額3億9,819万5,795円、不用額1,374万2,205円、執行率96.7%となります。

装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費で、主な不用額は、需用費の執行残です。事件・事故等の突発事案に対応するための車両の燃料代として備えておりましたが、大規模な事件・事故の発生がなかったことから、執行残となったものです。

次に、資料8ページ、(目)警察施設費についてです。予算額11億5,007万9,000円、支出済額10億2,296万4,679円、翌年度繰越額1億1,860万3,000円、不用額851万1,321円、執行率88.9%、翌年度繰越額を含めた執行率99.3%となります。

警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費で、主な不用額は、委託料

の執行残です。委託料は、警察施設の維持管理等に要する費用で、入札等の結果により執行残が生じたものとなります。

なお、令和5年度に繰り越しました工事請負費につきましては、警察本部の空調や火災報知器を集中管理する中央監視装置と照明制御設備の改修工事、駐在所の建設工事の費用です。

主な繰越し理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会情勢の変化等により、建設機材の納品に遅れが出たことや、想定していた地盤補強ができずに工法の検討に時間を要したためとなります。

なお、繰り越した工事につきましては、全て完了しております。

次に、資料9ページ、(目)運転免許費についてです。予算額6億1,931万5,000円、支出済額5億9,919万9,156円、不用額2,011万5,844円、執行率96.8%となります。

運転免許費は、自動車運転免許試験や各種講習等に要する経費であり、主な不用額としては、需用費、委託費の執行残です。

需用費は、運転免許事務に要する消耗品等の執行残で、また委託料については、各自動車教習所等に委託しております講習等の受講者が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものとなります。

最後に、10ページの(項)警察活動費(目)警察活動費についてです。予算額34億9,030万8,000円、支出済額32億8,620万6,105円、翌年度繰越額3,061万5,000円、不用額1億7,348万6,895円、執行率94.2%、繰越額を含めた執行率95.0%となります。

警察活動費は、警察活動全般に要する経費や、信号機及び道路標識などの交通安全施設の維持・整備に要する費用です。主な不用額としては、

旅費、委託料、工事請負費となります。

旅費は、事件・事故等の突発事案に対応するために必要な経費として備えておりましたが、大きな事件・事故等の発生がなかったことから不用額が生じたものです。

また、委託料につきましては、警察活動に必要な各種委託を行うための予算であり、主な減額の理由は、交通安全指導員の育児休暇を含む休暇取得数が増加したことにより、人件費に不用額が生じたものとなります。

また、工事請負費の執行残につきましては、令和3年度から令和4年度に繰り越した交通安全施設整備事業の執行残であります4,011万1,257円が含まれております。

最後に、翌年度繰越額につきまして御説明いたします。

繰り越した事業は、国の国土強靱化計画による国庫補助事業で、電球式信号灯器のLED化を行う事業ですが、国の補助事業の決定時期が遅かったために繰越しを行ったものです。

なお、繰り越した工事につきましては、令和5年中に完了予定であります。

以上で、令和4年度決算事項別明細についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、令和4年度における主要施策の成果について御説明いたします。

資料は3ページにお戻りください。

警察本部では、「未来みやざき創造プラン」にあります分野別施策「くらしづくり」において、将来像として「安全な暮らしが確保される社会」に位置づけられた安全で安心なまちづくりと交通安全対策の推進を施策の柱として、それぞれの基本的方向性に基づき、施策推進のために各種事業に取り組んだところです。

まず、安全な暮らしが確保される社会、安全

で安心なまちづくりの取組につきまして御説明いたします。

当該施策の目標は、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、地域住民、事業者、行政等が地域の安全に必要な情報を共有し、連携協働することにより犯罪の未然防止が図られ、安全で安心して暮らすことができる社会を目指すものです。

資料11ページから14ページにかけて、各事業の予算額と主な実績内容、事業の成果を載せておりますので御説明します。

犯罪情勢の分析及び治安アンケート結果等に基づき、県民が不安を感じている、「住宅対象の侵入窃盗対策」、「子供・女性の安全・安心確保対策」、「うそ電話詐欺対策」、「乗り物対象の窃盗対策」等を重点とした犯罪防止対策を推進するとともに、被害の未然防止のための情報発信や防犯教室の開催等による防犯意識の啓発活動、地域住民等による自主防犯活動の活性化等を積極的に推進しています。

また、様々なインターネット上のサービスを悪用した犯罪に対して、特定サイバー防犯ボランティアと連携し、児童やその保護者等を対象としたサイバーセキュリティーカレッジの開催や関係機関・団体と連携したキャンペーンやセミナーを実施するなど、県民のサイバーセキュリティー意識の向上に向けた広報啓発活動を推進しています。

次に、事業所暴力団等の対策についてです。

各事業所で選任された責任者に対し、暴力団等反社会的勢力による不当要求等の被害防止を図るため、具体的な対応要領等についての講習を開催しています。

また、特殊詐欺の抑止対策につきましては、平成27年度から運用しております、うそ電話詐

欺被害防止コールセンターを令和4年度も引き続き実施し、直接、県民に対して電話による被害防止に向けた注意の呼びかけや、詐欺の手口に関する情報発信を行っています。

このほか、宅食業者や携帯電話販売代理店と連携した独居高齢者等への啓発チラシの配布や県警ホームページでの犯人音声データの公開、県の防災防犯メール、SNS、地域安全情報などについて、報道機関の専用アプリ等も活用したタイムリーな情報発信を行うなど、特殊詐欺の現状や手口、対処要領等について県民に幅広く周知し、注意喚起を行っています。

また、少年の非行防止と健全育成を推進するために、少年警察ボランティアと連携した少年補導活動をはじめ、自転車盗難の発生状況等を踏まえた自転車盗難防止モデル校の指定、教職員と警察職員が連携した非行防止教室の開催、非行少年及び不良行為少年等に対する立ち直り支援活動など、学校や地域ボランティア等の関係機関・団体と連携した対策を推進しています。

さらには、スクールサポーター9人を少年サポートセンターに配置し、問題の認められる少年やその保護者から相談を受け、指導等を行い、学校や県教育委員会及び市町村教育委員会と連携した非行防止のための諸活動に努めています。

次に、被害者支援の推進についてです。

公益社団法人みやざき被害者支援センターに対して、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話または面接での相談受理や付添い等の直接支援のほか、専門家によるカウンセリングも実施しています。

また、犯罪被害者等の経済的・精神的負担軽減のために、診断書料や初診料などの医療費を公費で負担するとともに、各種支援制度を教示するなど、積極的な被害者支援にも努めていま

す。

資料は15ページになります。

今後の方向性について御説明いたします。

刑法犯の認知件数や特殊詐欺認知件数は、新型コロナ感染症の5類移行に伴い増加が懸念される所です。当然、徹底した捜査を行い、犯罪の検挙に努めますが、被害の未然防止対策にも力を入れてまいります。

また、あらゆるメディアを活用し、関係団体等と連携するなどして、低年齢層や高齢者等に対しても分かりやすい、タイムリーな防犯情報の発信を推進することにより被害の未然防止に努めてまいります。

さらには、最近関心が高まっています宮崎駅東口に蟻集する少年等の問題につきましても、パトカー等による警戒を強化しつつ、悪質な事案に対しては徹底した検挙を行い、治安維持に努めたいと考えております。

資料15ページ下段から17ページにかけては、刑法犯認知件数の推移等の関係資料を載せていますが、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料18ページを御覧ください。

施策の柱である交通安全対策の推進について御説明いたします。

当該施策の目標は、県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑・快適な交通環境が整備されること等により、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものです。

交通安全対策の推進として取り組んだ主な事業、予算額等につきましては、資料18～19ページに記載しておりますので御確認ください。

続きまして、施策の成果について御説明いたします。資料は20ページ下段になります。

交通安全指導員につきましては、一般財団法人

人宮崎県交通安全協会へ業務を委託し、県下53人の交通安全指導員による通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者への保護誘導活動、高齢者宅訪問指導や歩行環境シミュレーターを活用した交通安全教育など各種交通安全意識の啓発活動に取り組んだところです。

また、高齢者の交通事故を防止するため、民間委託の交通安全教育隊によるドライビングシミュレーター等を搭載した交通安全教育車を活用した交通安全教育を実施しています。さらには、警察官による危険予測教育機器を活用した出前型の交通安全講習会を県内各地で開催するなど、参加・体験・実践型の交通教室も推進しています。

なお、令和4年中の高齢者の死者数は18人と、前年と同数ではありますが、交通事故死者数の56.3%を占めており、今後も交通事故の抑止対策に努めてまいります。

令和4年度は、安心・安全な交通環境を整備するために、8基の信号機を新設したほか、交通信号灯器のLED化をはじめ、自発光式標識の整備等により歩行者の安全確保と交通の円滑化を図っています。

続きまして、資料21ページ、3、今後の方向性についてです。

高齢者の交通事故防止対策は、本県の重要課題となっています。今後も、高齢者対象の交通安全講習会などの交通安全活動を継続して実施するとともに、安全で安心な交通環境を確保するために、信号機のLED化をはじめとした交通安全施設等の整備を行い、交通事故のない環境づくりに努めてまいります。

資料21ページ下段から22ページには、交通安全教室の実施回数等の関係資料を載せていますが、資料の説明は割愛させていただきます。

以上で、令和4年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わらせていただきます。

最後に、監査における指摘事項等についてです。資料の23ページを御覧ください。

令和4年度の監査において、指摘事項2件、注意事項3件の結果通知を受けておりますので、その中の指摘事項について御説明いたします。

1件目は、支出事務に関する指摘事項についてです。交際費での支出が、執行できる範囲を誤っているとして指摘を受けたものです。

2件目は、財産管理に関する指摘事項についてです。警察本部の所有する庁舎に係る消防設備保守点検業務委託において不良箇所の報告を受けましたが、その結果に対して是正措置がなされていなかったというものです。

いずれの指摘事項につきましても、真摯に受け止め、関係法令を遵守し、適正な会計業務に努めてまいります。

なお、今回の指摘・注意事項につきましては、全て是正しております。

○山内主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はありませんか。

○齊藤委員 資料10ページの警察活動費で、信号機などの標識関係はここに入るという御説明でしたけれども、具体的にいうと需用費の中に入るという理解でいいですか。

○黒木会計課長 信号機の工事について、上から10番目、工事請負費という項目に入ります。

○齊藤委員 もう1点、高齢者の事故に関する御説明がありましたけれども、令和4年度における免許返納者の平均的な年齢が何歳ぐらいか、もし分かれば教えてください。

○湯浅交通部長 免許の取消申請件数について、65～74歳の方が881名でございます。最も多い年代層としましては、75～84歳の年代層

で1,960名となります。85歳以上が1,161名、合計4,002名が、令和4年中に免許を返納されております。

**○日高委員** 資料10ページ、齊藤委員と同じく警察活動費ですけれども、今回旅費は、大きな事件がなかったため、執行されなかったということですが、例えばどういう事件で執行されるものでしょうか。

**○奈良警務部長** 旅費については、捜査取締りに要して捜査員が現場に行ったりするときを使う旅費もありますし、会議等に参加するときの旅費も含んでおります。大きな事件・事故になれば、それだけ動く人数も増えますし、他県等となれば共同でやったりする、移動距離も長くなるということもございますので、そういう意味での大きな事件・事故がなかったということです。

**○日高委員** もう一つ、資料15ページですけれども、現在いろんな犯罪が懸念されており、最近マイナンバー詐欺のニュースが出ていますが、高齢者ではなく我々でも引っかかってしまいそうです。難しいとは思いますが、ああいうものは、もともとの部分を早急に捕まえていただくことはできないのでしょうか。

**○迎生活安全部長** お答えになるか分かりませんが、マイナンバーの詐欺も含めて、サイバー犯罪に関してどういう相談があるかということでお答えします。

サイバー犯罪の相談を令和4年中は2,045件受けており、その中でインターネットに関する詐欺、例えば詐欺・悪質商法の相談が一番多かったところでございます。871件がその相談で、対処方法が分かれば事件にならないような——こういうことがあるので警察に知っておいていただきたいというものがほとんどです。事件になっ

ても、例えばクレジット会社に連絡すれば、お金の補償が出るから被害を申告しないこともあります。警察としては、具体的に犯罪の被害の実態があると相談を受けたものについては、被害申告を求めて、事件や状況に見合った捜査を確実にやってまいります。お答えになりましたでしょうか。

**○日高委員** ありがとうございます。事件もいろんなもの変わる中で、今後の方向性もどんどん変わっていくと思いますので、サイバーセキュリティといった部分にもしっかりと予算をつけて対策していただきたいと思います。

**○山内主査** サイバー犯罪関連の質問がありましたけれども、関連の御質問はございませんか。

**○山内副主査** 相談件数が800件ほどという話ですけれども、特殊詐欺の認知件数は数十件と出ていると思いますが、推定として年間何件ぐらい実際起きているのか。

また、コンビニ店員が未然に防ぎましたとかメディアでよくありますけれども、令和4年度は、未然に防げた件数はどれぐらいあるのでしょうか。

**○迎生活安全部長** 今の御質問について、前半はサイバー犯罪に関する内容だと思いますけれども、サイバー犯罪は認知件数を取っておりません。先ほど言いましたように、実際の検挙と、被害者が検挙してほしいとか、対処してほしいといった意向が随分違うところがあります。もちろん、事件として取れるものについては、ちゃんと捜査をして進めてまいります。

ちなみに、サイバー犯罪の検挙件数について、令和4年中は60件で、インターネットを利用した詐欺に絡むような事件を一番多く検挙しているような実態でございます。

後半の御質問は特殊詐欺の関係でございます

が、特殊詐欺の対策としましては、高齢者に電話をかけさせない対策が一番重要になってまいります。そのため、例えば、民間業者と連携をしたり——一つ例を挙げると、ワタミという高齢者の宅食事業をやっておられる業者に、地域安全情報を持っていただいて啓発するとか、例えばコールセンター事業で、被害対象になりやすい高齢者に電話をかけさせない対策などを中心にやっております。

次に、昨年から増えてきているのが電子マネーの詐欺で、コンビニの店員にお声かけをしていただいたりと、その辺の水際対策もしっかりやっております。

水際対策の数値については、確認をして、後でお答えさせていただきたいと思っております。

**○山内主査** 確認させていただきます。ほかの委員の皆様、副主査に対してだけの御説明ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○室屋生活安全少年課長** 特殊詐欺の阻止関係について、令和4年の阻止件数は68件、金額にして1,182万円となります。

**○井本委員** 特殊詐欺を防止するのに、今まで取り組んだ中で一番効果的な方法は何だという感じがしますか。

**○迎生活安全部長** 特殊詐欺の特徴としまして、最近はメールでだまされるものもありますけれども、一番多いのは電話で、高齢者が被害者——今年になりますと65%ぐらい、去年は50%強ぐらいが高齢者となっています。昨年までは多分、コロナ禍において犯人グループがなかなかお金を取りに来られない状況で振込型のもの——電子マネー、ATMに誘導するものが多かったけれども、今年は犯人グループが取りに来て、高齢者の方にも被害が出ている状況も認められ

ます。

高齢者の被害が多く、さらに電話を取っての被害が多い実態を踏まえれば、犯人に電話をかけさせない対策をどう効果的にやっていくかだと思っております。

そこでまず進めているのが広報啓発です。そういう実態を分かっただけが重要でありますので、高齢者クラブをモデル地区に指定して、積極的に話をして、周り的高齢者に広めていただくことをしております。あとコールセンターの事業でも啓発をしております。

予算も通していただいておりますけれども、一番効果的なのは、自動録音機を設定しまして、犯人から電話が来たら、それで一時的に受けもらう。この普及も同じく高齢者クラブ等を中心にやっております。

そういうことを絡めて、高齢者が電話を取らないように取り組みつつ、さっき言いましたように電子マネーを買わされるケースも増えておりまして——高齢者が電子マネーをコンビニ等に買いに来るのは非常に不自然でございますので、店員に積極的に声をかけていただくためにも、コンビニと連携した対策を打っていくべきだと思っておりますし、そのような対策を進めているところでございます。

**○井本委員** 録音するというものですね——「この電話は録音されております」と出ますけれども、あれは確かに私も効果的じゃないかと思っておりますが、啓発のための事業はどんなことをなさっているんですか。敬老会に行つて説明するぐらいのことですか。それとも、何かほかにもやっているんですか。

**○迎生活安全部長** 現在、警察本部では418台を保有しております、そのうち364台を今年8月までに貸し出してあります。この普及が鍵にな

りますので、効果があることを知っていただくのが一番だと思って、高齢者クラブを各署で指定して、まず高齢者クラブから使っていただこうと運用しております。

そのほかにも、高齢者が集まれる様々な会合等でも、この辺の話をさせていただいております。例えば、特殊詐欺だけではなくて、悪質商法みたいな押し売りがありますけれども、そういう何かおかしい電話にも非常に効果があって、電話がかかって来なくなったという声もございます。

加えまして、昨年からの取組として、ホームページに犯人からかかってきた音声を掲載しており、そういうのも聞いていただいて、犯人がこういう電話をかけてくると周知する取組もやっております。

**○井本委員** 460何台というのは、まだ少ないような気がするけれども、そのぐらいで需要は間に合っている感じでしょうか。

**○迎生活安全部長** 先ほど言いましたように、418台の中で現時点で364台。6か月ごとに継続するかどうかの確認をさせていただいて、まだ使いたいという方はさらに延長しており、使いたい方に対してなるべく機会を多く設けたいと思っておりますが、限られた予算内で御協力いただくしかありません。例えば、日南は独自に市の予算で30台ぐらいを買って、特殊詐欺対策に協力していただいているところですので、機会がありましたら市町村に対する働きかけも行って、貸し出していけたらと思っております。

**○井本委員** やっぱり少ないんだろうと思うんです。少ないならもっと予算をつけるとか、やらないといけない気がします。日南市が先駆的にされたのはすばらしいけれども、国家的な予算をもっとつけないといけない気がします。

**○迎生活安全部長** その点、積極的に検討してまいりたいと思います。

**○前屋敷委員** 資料11ページについて、御説明いただきたいと思います。一番下の欄の交番相談員の配置はどういうシステムなのか。その次の警察安全相談員の配置も18名とありますが、この事業の中身をお聞きしたいのと、県内で交番がかなり少なくなってきていますけれども、現在、交番は県内に何か所配置されているのかも併せて教えてください。

**○迎生活安全部長** 交番相談員から御説明させていただきます。

交番相談員は、交番勤務員が不在時に、住民サービスが低下してはいけないという目的から、平成6年から運用を開始している事業でございます。その当時から住民の御意見の中でパトロールを強化してほしいとか、いつも交番に警察官なりがいて対応してほしいということがありまして、これに対応するために、経験豊富で業務に精通した、当時は退職した警察官を交番に配置しまして、拾得といった届出に対応し、住民サービスを強化するというものであります。現在は、退職警察官に限らず一般公募を行っております。ただ、実情としまして、警察の仕事に精通していないとなかなか仕事できませんので、今44施設に49名の交番相談員がおりますが、全て警察官のOBとなっております。

また、対応につきましては、先ほど言いましたように拾得などがありますけれども、立番における子供の見守り活動とか、警察相談も受けております。また、事件・事故があったときの警察署本署への引継ぎとか、警察官の業務を補完的にやっております。ただ、犯罪捜査は権限がありませんので、行っていない状況であります。

○日高警務課長 交番・駐在所の数について説明させていただきます。

交番の数が、県下55施設、駐在所が96施設になります。警察安全相談員ですけれども、本部に警察安全相談員が7名、警察官が4名で会計年度職員が3名、警察署に28名、警察官が13名、会計年度任用職員が15名配置されております。

この相談員が、年間の全相談件数の約5分の1を受理している状況でございます。

○前屋敷委員 交番、駐在所に勤務される職員の方々は、不在のときのパトロールなどの支援とか、49名の皆さん方が1か所ではなく何か所も順番で回ったりする補助の仕方でしょうけれども、人員の配置が単独なのか、複数なのか、通常、交番・駐在所には、どの程度の職員の皆さん方が勤務されておられるのかも教えてください。

○迎生活安全部長 交番は55か所ありまして、空き交番にしないために原則的に2人1組で勤務をさせております。もちろん夜になりますと、前半・後半で分かれて午後9時から夜中の2時頃に交代する勤務になりますけれども、原則、朝の引継ぎのときは2名でやっております。

駐在所は複数駐在所もありますが、原則1名の勤務で、96か所となっています。あと、空港警備派出所などもあります。

勤務体制が弱いところは、特に夜間とか、それぞれ警察署に自動車警ら係がありますので、そこで補完して、体制に空きが出ないように取り組んでいるところでございます。

○前屋敷委員 交番も駐在所も数がかなり減って、守備範囲といいますか、面積的に広くなり、対応する人口も増えてきているということですが、支障が出ているとか、要望が上がってきているものはないですか。

○迎生活安全部長 令和3年から交番・駐在所の再編整備を進め、繰り返し御説明しておりますけれども、交番・駐在所の数を減らしていく中で、道路環境もよくなりましたので、機動力を最大限に生かすために、自動車警ら係の充実に人員を充ててきたところとございまして、交番・駐在所に人がいなかったことで問題が生じた事案とか、住民からの苦情というのは、今のところ把握はしておりません。

○前屋敷委員 交番などには必ず車が配備されているということですか。

○迎生活安全部長 全体数を調べれば分かりますけれども、全部の施設にミニパトカーを含めて車があるわけではございません。ただ、パトカーがないところは、警ら用の自動二輪車を配備しております。

○齊藤委員 資料19ページの信号機の整備で新設が8基あったということですがけれども、もし分かれば、令和3年、令和2年——過去、年間、県内でどれぐらい信号機が設置されているのか教えていただけますか。あと、併せて現時点でのLED化の進捗率も教えてください。

○湯浅交通部長 御質問は2点あったと承知しております。

まず、1点目の信号機の新設状況について、令和4年度は8基、令和3年度も8基、令和2年度が7基となっております。

2点目のLED化について、令和5年3月現在、信号機全体の中でのLED化は約67%となっております。具体的な数値で申しますと、2万6,408灯器中1万7,809灯器をLED化している状況であります。

LED化は非常に電気代が節約になったりですとか、視認性がいいとか、いろいろメリットがございまして、全ての信号機をLED化する

るように現在進めているところです。

○齊藤委員 資料20ページの交通事故死者数は令和4年が32名ですが、この32名のうち高齢者が加害者であった数と高齢者の被害者の数を教えてください。

○湯浅交通部長 まず、令和4年の高齢運転者による交通死亡事故につきましては、32件のうち11件が高齢運転者による死亡事故であります。高齢死者——65歳以上の高齢者が被害者となった事故は18人となっております。

○井本委員 信号機は全部国費ですか、それとも県費もあるのですか。

○湯浅交通部長 県単事業と国庫補助事業がございまして、国庫補助事業につきましては、社会資本整備推進法に、安全対策事業と円滑化推進事業という要件があり、その要件に該当するものについては国庫補助事業で設置しており、2分の1の補助となっております。

○井本委員 さっきの件数のうちのどのくらいが国庫補助ですか。

○湯浅交通部長 統計をお調べします。

新設の信号機でよろしいでしょうか。令和4年は8基新設したんですけれども、県単で工事したのは2基、国庫補助事業で新設したのが6基になります。

○井本委員 県単位で見ても大体同じぐらいですか。国庫補助、県単事業は、どこの県も大体そのくらいの割合ですか。そこまでは調べていないですか。

○湯浅交通部長 各県との比較は、お調べすれば判明すると思いますけれども……。

○井本委員 県単で設置しようと思えば本来できるわけですよね。他県では、信号機の設置はどのくらいまでやっているのか、もしかすると宮崎県は少ないのかなと思ったものですから、

もし分かるならまた後からでも教えてください。

資料21ページで、今後の方向性の③に「信号機の滅灯対策として信号機電源付加装置の整備を実施する」と書いてありますが、具体的にどういうことですか。

○湯浅交通部長 例えば、災害時、台風のときに、電線が切れて停電になることがございます。停電になると電源付加装置がなければ信号機も滅灯してしまいます。そうした場合に備えて、電源付加装置をあらかじめ信号機に備えまして、もし停電があったときには、自動的に電源を供給して信号機を動作させる装置になります。

○井本委員 分かりました。今、点滅する信号機は、減らしている傾向にあるとお聞きしますが、そういう理解でよろしいですか。

○湯浅交通部長 一灯式点滅の信号機のことだと存じますが、一灯式点滅信号につきましては、その規制の意味が、赤点滅信号は一時停止しなさいなんですけれども、ドライバーに非常に分かりづらく、一時不停止による交差点交通事故が、一時停止の標識があった交差点より比較的多くなる傾向がございました。そこで現在、一時停止の一灯点滅の信号機は、一時停止の標識による交通規制へと変更を進めている最中になります。

○山内副主査 信号機のLED化について、進捗率は67%で、今年度は77式整備したということでした。100%を目指すということですが、このペースでいくと、大分かかる感じですけども、どのように100%を目指しているのか教えてください。

○湯浅交通部長 交通安全施設につきましては、LED化を含めた全ての信号機、そのほか道路標識も含めて、老朽化施設の更新が問題になっております。全てのストック数を把握した上で

交通安全施設整備計画を定め、それに従って順次整備を進めていっております。

現在LED化につきましては、今後5年間で終了する予定で進めております。

○山内副主査 2万6,000基強の信号機があって、今終わっているのが1万7,000何基という説明だったと思いますけれども、今後5年間で8,000基強の信号機を全部LED化するという理解でよろしいですか。

○湯浅交通部長 残りの電球灯器につきましては、今後5年間でLED化を終了するように、国とも連携しながら進めてまいります。

○山内副主査 今後、年間当たり1,000基以上進めていくということですね。

○湯浅交通部長 そのとおりでございます。

○山内主査 関連の御質問、また、ほかの質問はございませんか。

○前屋敷委員 御説明がない部分ですけれども、森林の盗伐問題について、私は昨年、事前の質疑の中で伺って、一定のお答えをいただいたところですが、その後の経過といたしますか、被害届の受理であるとか、捜査の状況であるとか、昨年度どうだったのか分かれば、教えていただけますか。

○山内主査 少しお待ちいただいてもよろしいでしょうか。決算ではなく、事業の中身について質問されたいということでしょうか。

○前屋敷委員 そうです。分かっておられる部分でお答えいただければいいかと思えます。

○迎生活安全部長 まず、去年は相談の受理が8件で、前年比マイナス9件でございました。被害届とか告訴・告発を受理したものが6件ございました。その中で、令和4年中の事件、検挙は3件、逮捕者はおりませんでした。今年は、8月に4件の相談を受けております。被害届、

告訴・告発、被害届等は1件受けております。事件については2件検挙という状況です。

○前屋敷委員 依然として相談件数もゼロになっていない状況があるので、被害者の皆さん方の相談にはぜひしっかり乗っていただいて、今後の解決に向けて対応していただきたいと思っておりますのでお願いします。

○井本委員 犯罪としては何犯になるんですか。窃盗罪なんですか。

○迎生活安全部長 刑法の窃盗罪ではなくて、森林窃盗罪というのが、特別法である森林法に規定されております。

○井本委員 構成要件はどんなふうになっているんですか。

○迎生活安全部長 森林窃盗の構成要件について、概略を話しますと、森林の産物を窃取することを取り締まる法律でございます。対象は森林も含めその産物一切となります。杉の木など樹木はもちろんでございますけれども、例えばそこに生えているタケノコとかシイタケとか、そういうものを含めて、自然の山林に生えているものについて取り締まる法律です。

規定として、森林法197条に森林窃盗の場合は3年以下の懲役、30万円以下の罰金となっております。保安林の区域で犯したものは少し重くなります。5年以上の懲役又は50万円以下の罰金となっております。

○井本委員 過失犯は恐らくないんですよね。

○迎生活安全部長 過失犯はありません。

○山内主査 ほかによろしいでしょうか。

○湯浅交通部長 先ほどの山内副主査からの御質問の今後のLED整備計画について、補足で説明させていただきます。

資料の19ページに交通安全施設整備事業がございまして、令和4年度の主な実績内容として

LED化77式とありますが、この「式」の意味は、灯器数ではなく1交差点の数を示しております。したがって、1式につき、歩行者灯器であれば8基、車道であれば6基、車道の一番多いところでは14灯器あることとなりますので、LED化77式と、今後の計画として先ほど申し上げたLED化の残りの灯器数は単位が違ってくるようになります。

○山内副主査 残りは式でいうと何式、何交差点か分かりますか。

○岩田交通規制課長 式でいいますと、令和5年度以降は74式をめどに整備をしていく予定しております。

○山内副主査 75式前後を年間整備していくということであれば、5か年で残りを整備することなので、400式弱ぐらいが残っているという理解でよろしいですか。

○岩田交通規制課長 残りの式の詳細は、把握しておりませんが、補正予算等を合わせ、令和4年に77式、令和5年に87式を整備していきますので、概算でこれから70~80式をめどに整備していくという話になります。

○山内主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

---

午後2時11分再開

○山内主査 分科会を再開いたします。

令和4年度宮崎県電気事業会計決算等について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終

了した後にお願いいたします。

○井手企業局長 令和4年度公営企業会計決算審査資料を御覧ください。開いていただいて、2ページ目に目次がございます。

本日は、Ⅰ、令和5年9月県議会定例会提出議案関係3件、Ⅱの提出報告書2件、Ⅲの監査結果報告書指摘事項等について説明いたします。

今回提出しております議案は、Ⅰの議案第13号「令和4年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」、議案第14号「令和4年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議案第15号「令和4年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」の3件でございます。これらは、地方公益企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について、県議会の議決を求めますとともに、同法第30条第4項の規定により、決算について認定をお願いするものであります。

2番目にございます提出報告書は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費の精算報告を行うものであります。

では、3ページを御覧ください。

私からは、各事業の決算の概要について説明いたします。

まず、「令和4年度公営企業会計の概要」にありますとおり、令和4年度は、電気事業・工業用水道事業・地域振興事業の各事業とも純損失を計上したところでございます。

その下、1の電気事業でございます。

供給電力量につきまして、大規模改良事業の進捗に伴いまして、令和3年12月に運転を再開いたしました渡川発電所1号機が令和4年度は通年で発電を行ったことなどから、前年度対比109.0%となったところでございます。

決算額は、受取配当金の減等により事業収益

が減少したことに加え、特別修繕引当金繰入額の増等により事業費が増加したことから、前年度に比べ減収減益となっております。

(2)、決算額の表の中の太枠の欄にありますとおり、純損失の実績は3億7,705万円余となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

2の工業用水道事業でございます。

常時使用水量は臨時的に給水を行っておりました日向市への給水が令和3年度に終了したことなどから、前年度対比で92.9%となったところでございます。

決算額は、令和4年台風第14号により浸水被害を受けた施設の復旧に係る補助金等により事業収益が増加した一方、復旧に係る修繕費が増となり事業費が増加したことから、前年度に比べ増収減益となっております。

(2)の太枠の欄にありますとおり、純損失の実績は1,867万円余となっております。

引き続き5ページをお願いします。

3の地域振興事業であります。

ゴルフコース利用者数は、令和4年台風第14号冠水被害で12日間臨時休業をしましたことや、全コースでの営業再開が被災から約1か月後の10月半ばとなりましたこと等によりまして、年間利用者数は2万7,289人とどまり、前年度対比では89.3%となったところです。

決算額につきましては、指定管理者からの納付金収入の減等により事業収益が減少したことに加え、冠水被害に伴う修繕費用負担金の増等により事業費が増加したことから、前年度に比べ減収減益となっております。

(2)の太枠の欄にありますとおり、純損失の実績は969万円余となっております。

詳細につきましては、総務課長から説明をさ

せますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○伊豆総務課長 それでは、引き続き、決算の内容について御説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

議案第13号「令和4年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況でありますけれども、令和4年度は、(1)の供給電力量の太枠の年度計の欄にありますとおり、目標4億9,705万キロワットアワー余に対しまして、実績4億7,914万キロワットアワー余で、目標に対する達成率は96.4%と、おおむね目標を達成したところであります。

7ページを御覧ください。

(2)の電力料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標41億1,997万円余に対しまして、実績41億9,432万円余で、達成率は101.8%となっております。

8ページを御覧ください。

2の決算報告書であります。

この報告書は、予算額と決算額とを比較するものでありまして、消費税込みの金額を記載しております。まず、(1)の収益的収入及び支出でありますけれども、①の収入を御覧ください。

表の太枠の事業収益合計は、予算額49億3,608万円余に対しまして、決算額49億7,506万円余で、3,897万円余の増となっております。これは主に、電力料の増による営業収益の増によるものであります。

9ページを御覧ください。

②の支出であります。

表の太枠の事業費合計は、予算額53億6,683万円余に対しまして、決算額51億8,929万円余であります。繰越額は9,533万円余で、この繰越しの

内容は、6月の常任委員会で報告をさせていただきました、綾第一発電所(南機)水圧鉄管塗装工事の繰越し等であります。

また、不用額は8,220万円余で、主に附帯事業費用や営業外費用の執行残などがございます。

10ページを御覧ください。

(2)の資本的収入及び支出でありますけれども、これは事業収益を得るために必要な資産等の取得等に係る収支を表すものであります。

①の収入を御覧ください。

表の太枠の資本的収入合計は、予算額8,061万円余に対しまして、決算額1億167万円余となっております。

11ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の資本的支出合計は、予算額60億3,979万円余に対しまして、決算額21億104万円余であります。繰越額は33億9,349万円余で、この繰越しの内容は6月の常任委員会で報告させていただきました、綾第二発電所大規模改良事業の繰越し等であります。

また、不用額は5億4,526万円余で、これは主に建設改良費のうち、ダム施設整備事業の不用額等であります。

欄外の米印の2つ目を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額19億9,936万円余につきましては、①~③に記載のとおり、減債積立金等で補填したところであります。

12ページを御覧ください。

3の損益計算書であります。こちらは、消費税抜きの金額を記載しております。

①の収益の部を御覧ください。

太枠の収益合計は45億4,935万円余となっております。その主なものは、営業収益の電力料

であります。

13ページを御覧ください。

②の費用の部であります。

太枠の費用合計は49億2,641万円余となっております。主なものには営業費用の水力発電費でございます。

収益合計から費用合計を差し引きました下から3行目の当年度純損失は3億7,705万円余となっております。

この損失にその下の行のその他未処分利益剰余金変動額の2億817万円余——これは減債積立金の取崩し額でございますけれども、これを加えました当年度未処理欠損金は1億6,888万円余となります。

14ページを御覧ください。

4の貸借対照表であります。

こちらも消費税抜きの金額となっております。表の左側を御覧ください。

太字で記載しております固定資産と、15ページを御覧いただきまして、太字で記載しております、流動資産で構成されます一番下の資産合計ですけれども、これは484億475万円余となっております。

14ページにお戻りいただきまして、表の右側を御覧ください。

同じく太字で記載しております固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は、15ページの上から2段目、78億607万円余となっております。

その下の資本金と剰余金、評価・換算差額等で構成されます資本合計は405億9,868万円余となっております。この結果、表の一番右下の負債資本合計は484億475万円余となっております。

16ページを御覧ください。

5の欠損金処理であります。

表の上から2行目に記載しております未処理欠損金1億6,888万円余につきましては、欠損時の補填財源でございます利益積立金から補填することとしたところでございます。

参考といたしまして、下の表に利益積立金の処理後の残高を記載しております。

18ページを御覧ください。

次に、議案第14号「令和4年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず1の事業の概況であります。常時使用水量は、細島工業団地の工場等の一部の受水企業の使用水量需要が増加したことによりまして、

(1)の給水状況は、太枠の年度計の欄にありますとおり、表の左から3列目、常時使用水量の目標1,896万立方メートル余に対しまして、その横の実績は1,933万立方メートル余で、達成率は、右から3列目、101.9%となっております。

19ページを御覧ください。

その結果、(2)の給水料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標2億9,845万円余に対しまして、実績2億9,932万円余で、達成率は100.3%となっております。

20ページを御覧ください。

2の決算報告書であります。まず、(1)の収益的収入及び支出であります。

①の収入を御覧ください。

太枠の事業収益合計は、予算額3億6,622万円余に対しまして、決算額4億2,933万円余で、6,311万円余の増となっております。これは主に、令和4年台風第14号被災箇所の修繕に係る国庫補助金の受領による営業外雑収益の増によるものであります。

21ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の事業費合計は、予算額5億5,357万円余に対しまして、決算額4億4,602万円余であります。

また、不用額は1億754万円余で、これは営業費用の修繕費や委託費の執行残などであります。22ページを御覧ください。

(2)の資本的収入及び支出であります。

①の収入を御覧ください。

太枠の資本的収入合計は、予算額はございませんが、決算額319万円余となっております。これは、令和4年台風第14号被災箇所の改良工事に係る国庫補助金の受領に伴うものでございます。

23ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の資本的支出合計は、予算額9,083万円余に対しまして、決算額8,328万円余であります。また、不用額は754万円余で、これは主に建設改良費のうち、総合監視制御システム一部更新工事の入札残等であります。

欄外の2つ目の米印を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,009万円余につきましては、①から④に記載のとおり、減債積立金や借入金償還積立金等で補填をしたところであります。

24ページを御覧ください。

3の損益計算書であります。

①の収益の部を御覧ください。

表の太枠の収益合計は3億9,935万円余となっております。主なもの、営業収益の給水収益であります。

25ページを御覧ください。

②の費用の部であります。

太枠の費用合計は4億1,802万円余となっております。主なものは、営業費用の運転費であ

ります。

収益合計から費用合計を差し引きました下から3行目の当年度純損失は1,867万円余となっております。

この損失に、その下の行のその他未処分利益剰余金変動額の6,145万円余——これは減債積立金と借入金償還積立金の取崩し額でございますけれども、これを加えました当年度未処分利益剰余金は4,278万円余となります。

26ページを御覧ください。

4の貸借対照表であります。

表の左側を御覧ください。

太字で記載しております固定資産と流動資産で構成されます資産合計は、27ページの一番下に太字で記載しております41億3,669万円余となっております。

26ページにお戻りいただきまして、表の右側を御覧ください。

固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は、27ページを御覧いただきまして、23億8,738万円余となっております。

その下の資本金と剰余金で構成されます資本合計は、17億4,930万円余となっております。この結果、表の一番下の負債資本合計は、41億3,669万円余となっております。

28ページを御覧ください。

5の剰余金処分案であります。

表の上から2行目にあります、未処分利益剰余金4,278万円余につきましては、処分案でお示しておりますとおり、資本金に組み入れたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による処分後の資本金の令和5年度末の残高見込みを記載しております。

30ページを御覧ください。

次に、議案第15号「令和4年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況であります。令和4年台風第14号の冠水被害で12日間臨時休業し、全コースでの営業再開が10月半ばとなったこと等によりまして、年間利用者数は、(1)のゴルフコース利用状況の表の太枠の年度計の欄にありますとおり、目標3万1,500人に対しまして、実績は平日、休日の合計で2万7,289人でありまして、目標に対する達成率は86.6%となっております。

これは、令和4年台風第14号の冠水被害の影響によりまして、表の右から3列目の比較の欄にありますとおり、9月以降の利用者数が目標に比べて大きく落ち込んだことによるものでございます。

31ページを御覧ください。

その結果、(2)の施設利用料収入は目標の1,785万円余に対しまして、実績は1,197万円余となりまして、達成率は67.1%となりました。

32ページを御覧ください。

2の決算報告書であります。

(1)の収益的収入及び支出であります。

①の収入を御覧ください。

太枠の事業収益(合計)は、予算額1,463万円余に対しまして、決算額1,512万円余で、48万円余の増となっております。これは、主に指定管理者からの納付金が予算額より増となったことによるものでございますけれども、この納付金につきましては、令和4年台風第14号冠水被害の影響による臨時休業等によりまして、利用者数が大きく減少し、納付金の減額が見込まれたことから、施設利用の減額補正を行っております。この減額補正後の施設利用料の予算額を決算額が上回ったということがございます。

33ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の事業費合計は、予算額2,747万円余に対しまして、決算額2,458万円余であります。また、不用額は289万円余で、これは主に営業費用の修繕費などです。

34ページを御覧ください。

(2)の資本的収入及び支出であります。

①の収入を御覧ください。

資本的収入はございません。

35ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の資本的支出(合計)は、予算額1,659万円余に対しまして、決算額1,260万円余であります。不用額は398万円余で、これは主に予備費の使用がなかったためです。

欄外の米印を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,260万円余につきましては、①と②に記載しておりますとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補填したところであります。

36ページを御覧ください。

3の損益計算書であります。

①の収益の部を御覧ください。

太枠の収益合計は1,392万円余となっております。その主なものは営業収益の施設利用料で、指定管理者からの納付金であります。

37ページを御覧ください。

②の費用の部であります。

太枠の費用合計は2,362万円余で、主なものは営業費用の施設管理費であります。

なお、令和4年台風第14号冠水被害に伴う修繕費用負担金を費用合計欄の1つ上の特別損失に計上しております。

この結果、当年度純損失は969万円余となって

おります。これに、その下の行の前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金は1,900万円余となったところであります。

38ページを御覧ください。

4の貸借対照表であります。

表の左側を御覧ください。

太字で示しております固定資産と流動資産で構成されます資産合計は、39ページを御覧いただきまして、左下の8億1,896万円余となっております。

38ページにお戻りいただきまして、表の右側を御覧ください。

固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は7億1,500万円余となっております。その下の資本金と39ページの一番上の段の剰余金で構成されます資本合計は1億392万円余となっております。この結果、表の一番右下の負債資本合計は8億1,896万円余となっております。

40ページを御覧ください。

5の欠損金処理であります。

表の上から2行目にあります未処理欠損金1,900万円余につきましては、欠損時の補填財源であります利益積立金がございませんので、全額が次年度に繰り越されることとなりまして、後年度の利益により補填していくこととなります。

41ページを御覧ください。

参考といたしまして、令和4年度における企業局から知事部局等への経費支出額を記載しております。令和4年度は知事部局や市町村に対しまして、多目的ダム管理費など、表の一番下に太枠で囲んでありますとおり、合計17億円余を支出しております。

続きまして、提出報告書につきまして御説明

いたします。

42ページを御覧ください。

このページから44ページまでは、令和5年9月県議会定例会提出報告書(追加)から、企業局の所管分を抜粋したものをお付けしております。

別紙2、令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費精算報告書であります。報告の対象となります事業は3件ございます。

まず、渡川発電所改良工事(土木・建築)でございます。

この事業は、運用開始から約60年が経過し、老朽化した機器を更新する渡川発電所大規模改良事業におきまして、発電所の水車管路周りのコンクリート撤去や打設、発電所内部の壁面補修などを行うものでございます。

こちらの表には、既存の設備の除却や修繕に伴う費用でございます事業費の営業費用を記載しております。

表の上段、渡川発電所改良工事(土木・建築)の計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計5億7,910万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は5億7,353万円余となりました。

43ページを御覧ください。

こちらの上から2番目の表には、新しい設備の設置に伴う費用でございます資本的支出の建設改良費を記載しております。表の上段、渡川発電所改良工事(土木・建築)の計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計1億4,236万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は1億3,450万円余となりました。

42ページにお戻りください。

次に、渡川発電所発電設備一括更新工事であります。

この事業は、渡川発電所大規模改良事業にお

きまして、老朽化した水車・発電機・制御装置を更新するものでございます。

表の中段、渡川発電所発電設備一括更新工事の計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計2億2,680万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は1億7,781万円余となりました。なお、この渡川発電所発電設備一括更新工事の資本的支出の建設改良費につきましては、6月の常任委員会で報告させていただきまして、新型コロナウイルスの影響等により、次年度に繰越しを行っております。

次に、総合監視制御システム一部更新工事があります。この事業は、設置後8年が経過しました総合監視制御システムについて、各種サーバー等のハードウェアの更新とミドルウェアの開発等を行うものでございます。

表の下段、総合監視制御システム一部更新工事の計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計437万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は376万円余となりました。

43ページを御覧ください。

一番上の表には、事業費の附帯事業費用を記載しております。

表の総合監視制御システム一部更新工事の計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計19万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は16万円余となりました。

上から2番目の資本的支出の建設改良費の表の下段、総合監視制御システム一部更新工事の計の欄にありますとおり、全体計画の年割額の計3億2,141万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は2億7,524万円余となりました。なお、総合監視制御システム一部更新工事につきましては、工業用水道事業におきましても、案分して費用を負担しておりますことから、工業用水

道事業会計の継続費精算報告書につきましても、同様に御説明させていただきます。

44ページを御覧ください。

別紙3、令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費精算報告書であります。

報告の対象となる事業は、先ほど申し上げました総合監視制御システム一部更新工事であります。

上の表の事業費の営業費用は、既存の設備の除却や修繕に伴う費用でありますけれども、全体計画の年割額の計29万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は、25万円余となりました。

下の表の資本的支出の建設改良費は、新しい設備の設置に伴う費用でございますが、全体計画の年割額の計2,051万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は1,756万円余となりました。

提出報告書についての説明は以上であります。

最後に、45ページを御覧ください。

Ⅲ、令和4年度企業局に係る監査結果報告書指摘事項等についてであります。今回の監査におきまして、指摘事項等はございませんでした。

また、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

企業局が所管します3会計の令和4年度決算審査に関する説明は以上でございます。

○山内主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はありませんか。

○齊藤委員 幾つか質問させていただきますので、御説明をお願いします。

まず資料4ページ。臨時的に行っていた日向市への給水が令和3年度に終了したと書かれていますけれども、どういったことなのか教えてください。

○山元経営企画室長 臨時的に行っていた日向

市への給水ですけれども、日向市の上水道の富島幹線の工事が行われておりまして、これに伴い、工業用水道から水を供給していたものでございます。

○齊藤委員 確認ですが、工業用水道を一般の水道に使ったということですか。

○山元経営企画室長 通常ではなくて、あくまでも特例で臨時的に使っているということでございます。

○齊藤委員 次に資料6ページ。供給電力量の目標値があつて、その横に実績がありますけれども、供給電力量はどんなことが要因で変動するんですか。

○小野総合制御課長 供給電力量の変動につきましては、ダムの水位の運用であるとか、雨の降り方によって変わってきます。

○齊藤委員 分かりました。その次の7ページ、基本料金と電力量料金が定額と従量に分かれていますけれども、簡単に説明してください。

○山元経営企画室長 今、九州電力株式会社に売電をしておりますけれども、売電の契約としましては、基本料金が約9割、従量料金である電力量料金が1キロワットアワー当たり1円という契約になっております。

○齊藤委員 資料18ページの工業用水道事業会計で、一番右端に「未達水量」という項目がありますけれども、どう理解すればよいか分からないので、ここも教えてください。

○山元経営企画室長 未達水量につきましては、契約水量のうち、実際に使っていない水量になります。

○齊藤委員 実際に使っていないというのはどういうことですか。

○山元経営企画室長 追加で説明いたします。契約水量の中に、「常時使用水量」と「未達水量」

がございます。企業が当初これだけ使いますよと大きな量を示していたのですけれども、その後、状況の変化等がございまして、一部を未達水量としております。料金は若干割り引いて、いただいております。

○齊藤委員 そこに「一部の受水企業の使用水量需要が増加した」と記載されていますけれども、全体の企業数と実際に増えた企業はどんなところがあるのか教えてください。

○山元経営企画室長 企業数につきましては、旭化成株式会社など15社でございます。その中で主に増えたところは、東ソー日向株式会社、こちらが冷却水の使用水量を増やしたことで若干増えております。それから、リージョナルパワー——ここはバイオマス発電をしているところでございますけれども、第2発電所を増設するということで水量が増えております。

○齊藤委員 今の話を聞くと、業績が好調で水の量が増えたということではなくて、設備投資などが要因ということではないんですね。

○山元経営企画室長 そういうことでよろしいかと思えます。

○齊藤委員 分かりました。

○井本委員 ゴルフ場の件ですけれども、欠損金というのは、累積赤字と考えていいんですか。累積赤字ではなくて欠損金というだけですか。どのように考えたらいいんですか。

○伊豆総務課長 累積赤字ということもできます。

○井本委員 ゴルフ場の赤字状態は何年ぐらい続いているんですか。

○伊豆総務課長 ゴルフ場につきましては、クラブハウスが老朽化しており、その補修を計画しておりまして、令和6年度は赤字を見込んでおります。

○井本委員 欠損金は2年分ですか。赤字は何年ぐらい続いているんですか。

○山元経営企画室長 令和3年度は黒字でございまして、令和4年度は赤字です。

○井本委員 福岡県に行ったときに、福岡県では一般会計に回したことがないと聞いて、宮崎県はしょっちゅう一般会計に回しているから、すごいとびっくりしたんですけども、本来、企業局は基本的に赤字を出してはいけないことになっているんですよ。公共的な事業をやるから、みんなの健康のためだから、なかなか難しいと思うんですけども、赤字を出すことは公営企業の趣旨にそぐわないことになるから、来年は施設を変えて出直して、心機一転でいこうということですね。

○井手企業局長 地域振興事業の収支でございしますが、平成30年度から令和2年度にかけて3年間赤字でございまして。それ以前はずっと黒字でございました。ただし、それ以前につきましては、指定管理者制度方式以前も含め、財団法人等に管理を委託していた部分がございます。ゴルフ人口の増減により収支が厳しくなりましたが、令和3年度は黒字を達成しております。

今、次期の指定管理者について公募をしているところでございますが、今後の動向を見ながら、収支のバランスが悪ければ事業を畳むことも視野に入れながら検討していくことにしております。

○井本委員 こういうときは、指定管理者はどうなるわけですか。指定管理者は赤字でやっていることになるわけですか。それとも最初からお金が出て、その中で運営していることになるわけですか。

○山元経営企画室長 基準の納付金がございます。収入が減りましたら、そこを減額してお

り、できるだけ指定管理者の負担にならないようになっています。

○井本委員 基準は、規則などで決められているわけですね。

○山元経営企画室長 指定管理者と協定書を結んでおりまして、その中で、年間の基準納付金を決めております。

○井本委員 分かりました。

○日高委員 関連ですけれども、コロナ禍でもゴルフ人口がとても増えていて、今、2～3か月先も予約ができないような話もあり、ぜひ頑張っていたきたいのですけれども、災害が起きることによって、なかなか利用できない部分が大いと思うんです。

災害対策によって改善している部分はないのでしょうか。河川敷ですので、手を加えることはもちろん難しいのかもしれませんが、毎年よく起こることなので、ここから改善できるとか、既に改善されているということがあれば、教えていただきたいと思います。

○山元経営企画室長 河川敷にあるものですから、大雨のときはどうしても冠水するわけですが、例えば、大雨のときにバンカーの砂が流出してしまうこともございます。そこで、一部をグラスバンカーに変更する——要するにコースレイアウト、コース戦略上、できるところはそういった対応を取っているところでございます。

○日高委員 近所の方々もすごく楽しみに使っていますので、頑張っていたきたいと思います。

○井本委員 資料41ページの参考に書いてあるけれども、知事部局等への経費支出額は、企業局と関連したものだけに出しているわけですか、それとも全く独自に一般会計から要望があった

ら出すことになっているのですか。

○伊豆総務課長 中身はいろいろな性格のものがございます。この表には載せておりませんが、平成28年、29年、30年に10億円ずつ繰出しました。また、令和2年、3年に10億ずつ繰出しまして、国スポ・障スポの費用に充てる繰出しもございましたけれども、そういうものは知事部局に渡して、知事部局に執行していただくことにしております。例えば、この表の一番上の退職手当負担金は、企業局職員の退職手当も知事部局に渡している性格のものでございます。

2番目の多目的ダム管理費につきましては、企業局と知事部局とで管理しているものについて、こちらから知事部局に負担金を支払っているものです。

○井本委員 要するに基準はないということですか。

○井手企業局長 多目的ダムには、治水目的と利水目的があり、治水目的の部分は県土整備部が負担していただくこととなっており、ダムを造った段階でそれぞれ治水容量、利水容量等に合わせて負担割合が決まっているものを企業局で負担していくことになります。

あと、例えば、商工観光労働部の企業局課題研究であったり、農政水産部の内水面資源回復であったり、こういう企業局の関連する分野と知事部局の関連する分野が近いものに対して企業局の政策として、それぞれ支出していることになります。

下のほうにあります市町村交付金に関しましては、市町村内にある企業局の経済資産に関しまして、固定資産税分を負担しているものでありますし、周辺地域振興事業につきましては、企業局の経済資産に対し協力していただいている市町村に交付しているものです。

いずれも企業局の経営に協力していただいている部分に対して、知事部局と市町村に交付しております。

○井本委員 無理な理由でも何とか理由をつけられたらお金を出せる感じがしますがけれども、例えば我々文教警察企業常任委員会ですけれども、教育や警察にもお金を出すことはあり得るんですか。

○井手企業局長 知事部局の地方創生に関する取組につきまして30億円の繰出しをしておりますし、国スポ・障スポに対しても2年間、20億円の繰出しをしております、計50億円の繰出しを過去にしてきております。

企業局としましては、県民の福祉の向上が企業局の存在意義の一つにありますので、企業局の意思として県民の福祉の向上につながるような政策に対して何らかの支出ができないか、地域振興基金という小さい枠ですけれども、その枠の範囲内で今いろいろと検討をしております。できれば何らかの貢献をしていきたいと考えております。

○齊藤委員 地域振興事業のことで教えてください。ちょうど1週間前の日曜日に被災状況も見たくて、クラブハウス側からゴルフ場を拝見しましたけれども、本当にきれいになっていて、たくさんのプレーヤーがおられて、想像していたよりもすごくゆったりしたコースで、いいところだと思ったんです。

利用者の市町村別の内訳がもし分かれば教えてください。

○山元経営企画室長 令和4年度の実績になりますけれども、宮崎市が1万4,265人、地元である新富町が4,779人、西都市が2,520人、高鍋町が2,154人となっております。

○前屋敷委員 資料7ページで、九州電力株式

会社に9割方売電しているということですが、売電料金は上がったり下がったりがあるのでしょうか。今の状況を見ながら、下がったりとか、何年ごとに見直すだとか、そういうのがあったら教えてください。

○山元経営企画室長 電気につきましては、今、九州電力株式会社と基本契約を結んでおりまして、2年ごとに料金の更改をすることとしております。今年度は料金更改の年になっておりまして、今準備をしているところでございます。

○前屋敷委員 その値上げ、値下げ幅は、どの程度のものなんですか。

○山元経営企画室長 料金につきましては、企業局で負担する費用、総括原価に準じて試算いたしまして、それを基に九州電力株式会社と交渉して妥結することになっております。

○前屋敷委員 相手のある交渉ですから、難航するんですか。交渉は、かなりのやり取りがあるのか、どんなふうですか。

○山元経営企画室長 今年予定しておりますのは、11月に原価の計算を九州電力株式会社へ提出いたしまして、九州電力株式会社で査定等が行われ、1次回答、2次回答、場合によっては3次回答と交渉しながら、3月に向けて決めていくこととなります。

○山内主査 関連でよろしいですか。最近電気代が値上がりしているようなこともありますけれども、市場価格も踏まえて県側から値上げをお願いするとか、そういうことをされたりしないのでしょうか。

○山元経営企画室長 先ほど申し上げましたように、総括原価に準じておりますけれども、企業局は現在赤字でもございますので、当然主張すべきところは主張して、なるべく高い料金で買っていただけるように進めていきたいと考え

ております。

○山内主査 よろしく申し上げます。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時08分休憩

---

午後3時10分再開

○山内主査 分科会を再開いたします。

10月2日月曜日の分科会は午前10時に再開し教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。

午後3時10分散会

令和5年10月2日(月曜日)

総合博物館長 松野義直

午前10時6分再開

事務局職員出席者

出席委員(6人)

議事課主幹 黒田真紀  
政策調査課主査 西尾明

主査	山内佳菜子
副主査	山内いっとく
委員	日高陽一
委員	前屋敷恵美
委員	齊藤了介
委員	井本英雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	黒木淳一郎
副教育長	小牧直裕
教育次長 (教育政策担当)	奥村昌美
教育次長 (教育振興担当)	佐々木孝弘
教育政策課長	久保範通
財務福利課長	畑中道一
育英資金室長	唐仁原博
高校教育課長	間曾妙子
義務教育課長	田中幸一
特別支援教育課長	横山貢一
教職員課長	大山和彦
生涯学習課長	猪野貴一
スポーツ振興課長	木宮浩二
文化財課長	長友由美子
人権同和教育課長	永井敬雄
図書館長	平山文春
美術館副館長	梅田一明

○山内主査 分科会を再開いたします。

令和4年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○黒木教育長 令和4年度決算につきまして、決算特別委員会資料で御説明申し上げます。

なお、ページ数につきましては、右下の決算と書かれてあるところの数字を御覧ください。

それでは、3ページを御覧ください。

未来みやざき創造プランに基づく施策の体系表により、主要施策につきまして御説明いたします。

教育委員会では、体系表の左上にありますように、「宮崎県総合計画未来みやざき創造プラン」の3つの分野別施策の中で、「人づくり」に係る部門別計画として、宮崎県教育振興基本計画を策定しております。

本計画のスローガン「未来を切り拓く心豊かでたくましい宮崎の人づくり」の推進に向けまして、4つの基本目標を設定し、令和4年度は、右側に掲げておりますような事業に取り組んだところであります。

続きまして、4ページを御覧ください。

教育委員会全体の令和4年度歳出決算の状況でございます。

まず、一般会計であります。表の下から5段目の一般会計の計の欄を御覧ください。

予算額1,084億9,622万5,000円、支出済額1,060億8,838万1,742円、不用額10億5,838万8,783円、執行率97.8%でございます。

次に、特別会計であります。

表の下から4段目と3段目の括弧内に示しておりますが、県立学校実習事業及び育英資金の特別会計であります。

下から2段目の特別会計の計の欄を御覧ください。

予算額40億6,896万2,000円、支出済額6億3,591万4,133円、不用額34億3,304万7,867円、執行率15.6%であります。

次に、資料の最後になります100ページをお開きください。

監査結果報告書における指摘事項及び注意事項を記載しております。

これらの指摘事項等に対しましては、直ちに改善を図ったところであります。

また、令和4年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして2件の審査意見がありましたので、各事業の詳細と併せまして、関係課長から後ほど説明させていただきます。

**○久保教育政策課長** お手元の決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄であります。令和4年度の教育政策課の一般会計予算額は31億4,727万8,000円、支出済額は31億2,931万558円、不用額は1,796万7,442円、執行率は99.4%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)教育委員会費の不用額が167万4,329円、執行率が84.5%となっ

ております。これは、教育委員の報酬などが見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、6ページを御覧ください。

(目)事務局費の不用額が1,134万5,688円となっております。主なものにつきましては、事務局職員の職員費の執行残であります。

次に、7ページをお開きください。

(目)教育研修センター費の不用額が137万9,170円となっております。主なものは、教育研修センターの運営費の執行残であります。

最後に、8ページを御覧ください。

上から2段目の(目)社会教育総務費の不用額245万9,942円、及びその下にあります(目)保健体育総務費の不用額110万8,313円ですが、これらは事務局職員の職員費の執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

9ページを御覧ください。

1の未来を担う人財が育つ社会の(1)、県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進についてであります。

表の中ほどの「テレビ教育広報」ですが、これは、MR TとUMKの2局において教育委員会の取組についての番組を制作・放送し、県民への周知を行ったもので、令和4年度は、MR T、UMKとも、それぞれ52回の放送を行いました。

10ページを御覧ください。

テレビ広報による情報発信につきましては、映像の効果的な活用により、幅広い世代が年間を通して定期的に視聴できるなど、その効果は大きいものと考えております。

今後も、多くの県民に興味を持ってもらえるような番組づくりに努め、県民の教育に対する

理解を深めながら、県民総ぐるみによる教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、11ページをお開きください。

(3)、教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

表の中の新規事業「情報モラル教育推進」でありますが、この事業では、情報モラル教育に関する研究・実践による授業公開などを実施したり、高校生を対象とした情報モラル育成プログラム、小・中・高校で使用できる情報モラル教育教材作成などを行いました。

12ページを御覧ください。

成果としましては、「メディアの使い過ぎ」や「ネットいじめ」に関する授業公開や、発達段階に応じた3種類の教材作成などを通して各学校が進める情報モラル教育を後押ししたところであります。

今後の方向性としてしましては、児童生徒が自ら考え、問題解決を図ろうとする情報活用能力の育成を一層推進してまいります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

**○畑中財務福利課長** 決算特別委員会資料の13ページをお開きください。

まず、表の一番上を御覧ください。

一般会計についてであります。予算額が51億8,149万3,000円、支出済額が45億7,017万4,247円、翌年度繰越額が4億4,667万円、不用額が1億6,464万8,753円、執行率が88.2%、翌年度への繰越額を含めた執行率が括弧書きの96.8%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及

び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

同じ表の上から4段目の(目)事務局費の不用額が3,669万2,314円となっております。これは、主に工事等に係る入札残であります。

次に、14ページを御覧ください。

表の一番上の(目)教職員人事費の不用額が243万2,767円となっております。これは、主に職員の健康管理事業に係る経費が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、15ページをお開きください。

表の上から2段目、(目)高等学校管理費の不用額が6,987万9,819円となっております。これは、宮崎海洋高等学校実習船の代船建造による中間検査代の執行残等によるものであります。

次に、表の下から3段目、(目)教育振興費の不用額が195万940円、執行率が81.8%となっております。これは、理科教育設備整備の購入額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、16ページを御覧ください。

表の上から2段目、(目)特別支援学校費の不用額が889万7,371円となっております。これは、特別支援学校における一般運営費の執行残であります。

次に、特別支援学校費の下、(目)保健体育総務費の不用額が107万1,356円となっております。これは、特別支援学校等調理業務に係る経費の執行残であります。

次に、17ページをお開きください。

表の上から3段目、(目)文教施設災害復旧費の不用額が4,290万4,363円、執行率が84.9%となっております。これは、台風などにより被害を受けた教育施設等の災害復旧を要する事案が

想定より少なかったことによるものであります。

次に、18ページを御覧ください。

県立学校実習事業特別会計であります。

表の一番上、予算額が2億3,893万7,000円、支出済額が2億1,031万3,478円、不用額が2,862万3,522円、執行率が88.0%となっております。

不用額の主なものは、施設・設備の修繕料等の執行残であります。

次に、19ページをお開きください。

育英資金特別会計であります。

表の一番上、予算額が38億3,002万5,000円、支出済額が4億2,560万655円、不用額が34億442万4,345円、執行率が11.1%となっております。

不用額の主なものは、表の下から2番目、貸付金に含まれます貸付準備金33億1,110万1,000円の執行残であります。この貸付準備金については、育英資金事業を廃止するときに必要となる国の交付金の返還に備えて、持ち越しているものであります。

次に、主要施策の成果についてであります。

20ページをお開きください。

1の未来を担う人財が育つ社会の(3)、教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

ページ中ほど、施策推進のための主な事業及び実績のうち、主なものにつきまして御説明申し上げます。

表の事業名欄の1段目、「維持管理」であります。これは、県立学校52校の老朽化対策工事や空調設備の整備等を実施したものであります。

次に、21ページを御覧ください。

表の事業名欄の1段目、「育英資金貸与」であります。

こちらでは、貸付金と貸付準備金を区分して、

実際の執行率を記載しておりますが、貸付金につきましては、予算額4億7,307万6,000円に対しまして決算額3億9,277万2,000円、執行率83.0%となっております。1,203人に貸与したところであります。

次に、その下の事業、「学校職員健康づくり推進」であります。これは、教職員が能力を十分発揮できる環境の整備を行うため、メンタルヘルス研修を565人に実施したほか、各種健康指導や健康相談事業を行ったものであります。

主要施策の成果については以上であります。

次に、監査委員の決算審査意見書についてであります。

25ページをお開きください。

(9)、県立学校実習事業特別会計についてであります。

26ページをお開きください。

ページの下のほうにあります意見・留意事項等におきまして、「生徒の実習経費に不足が生じないよう、引き続き円滑な運営が望まれる」という意見をいただいております。

農業教育の根幹となる実習教育の質を確保するため、経費節減に努めるとともに、安定的な歳入確保に向けた取組を続けてまいります。

27ページをお開きください。

(11)、育英資金特別会計についてであります。

28ページをお願いいたします。

ページの下のほうにあります意見・留意事項等におきまして、「償還については様々な対策が講じられており、収入未済額は前年度に比べ減少しているが、今後も引き続き償還促進についての努力が望まれる」という意見をいただいております。

令和4年度においては、引き続き、滞納未然

防止に重点的に取り組むとともに、長期滞納者等に対する法的措置の実施や回収困難な案件の弁護士委託などの対策を講じてまいりました。

こうした取組により、令和4年度の収入未済額は前年度に比べ約3,700万円減少したところであります。

今後とも、新たな滞納の未然防止と収入未済額の縮減に努めてまいります。

最後になりますが、監査における指摘事項について御説明いたします。

決算特別委員会資料の100ページをお願いいたします。

注意と指摘が全部で17件ございますが、このうち、指摘となっている3件について御説明いたします。

初めに、表の左端の指摘項目のところ、上から1つ目の収入事務につきまして、上から4つ目、生産物売払代金について、指定金融機関への払込手続等が大幅に遅れていたものであります。

指摘以降は、収納した現金は財務規則等の定めにとり適正期間内に指定金融機関へ払い込むことを徹底しております。

次に、指摘項目の契約事務につきまして、上から4つ目、体育館外壁及び倉庫屋根防水改修工事について、納入が必要な保証金を免除していたものであります。

指摘以降は、研修会への参加などにより、事務職員全員の会計事務の知識を深め、複数でのチェックを行えるよう体制の強化を図っております。

次に、指摘項目の財産の管理につきまして、上から2つ目、公有財産の目的外使用許可について、無償許可の整理を後回しにしていたこと

で手続に漏れが生じていたものであります。

指摘以降は、再発防止のため、目的外使用許可の一覧表での管理を徹底しているところであります。

**○間曾高校教育課長** 決算特別委員会資料の29ページをお願いいたします。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、高校教育課の予算額は50億2,046万6,000円、支出済額は49億3,744万2,052円、不用額は8,302万3,948円、執行率は98.3%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

まず、表の3行目の(目)事務局費の不用額が2,118万4,366円となっております。これは、主に授業料に充当するための就学支援金の実績額が見込みを下回ったことによる負担金・補助及び交付金の執行残であります。

30ページを御覧ください。

表の1行目の(目)教育指導費の不用額が1,939万1,914円となっております。これは、主に初任者研修及び外国語指導助手に係る報酬及び旅費の執行残であります。

次に、表の中ほどより少し下の(目)高等学校総務費の不用額が152万7,096円となっております。これは、主に入試問題作成事務に係る印刷費等の需用費の執行残でございます。

31ページを御覧ください。

表の1行目の(目)教育振興費の不用額が4,004万2,939円となっております。これは、主に宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業における工事請負費の執行残であります。

決算事項の説明は以上であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

35ページを御覧ください。

表の1段目、改善事業「新時代に対応した高校授業改革推進」では、「授業・評価」、「探究・マネジメント」の2部門で研究に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部計画を変更した部門もありましたが、目的をおおむね達成することができました。

特に、「授業・評価部門」では23回の公開授業に555人の教員が参加し、新学習指導要領の適切な実施に向け、主体的・対話的で深い学びを意識した指導改善の研究を行いました。

次に、36ページを御覧ください。

表の1段目、改善事業「みやざきで働こう！高校生県内就職促進」では、高校生の県内就職率をさらに向上させるため、県立学校において、インターンシップや企業見学を通じた地元企業を知るための体験的な活動を行いました。

また、就職支援エリアコーディネーターによる企業訪問や、学校、企業、行政等の意見交換の場であるエリアネットワーク会議の開催など、学校と地域や産業界とのネットワークの一層の強化を図りました。

主要施策の成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○田中義務教育課長 決算特別委員会資料の40ページをお願いいたします。

(款)教育費の欄ではありますが、予算額は1億3,525万7,000円、支出済額は1億2,004万4,380円、繰越額は666万円、不用額は855万2,620円、執行率は88.8%、繰越額を含むと、93.7%であります。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及

び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、表の3行目、(目)事務局費の執行率が12.3%となっております。これは、「スクールバス安全装置導入支援事業」の予算を令和5年度に繰り越したことや県立学校給食等緊急支援事業補助金の学校への補助額の執行残によるものであります。

次に、5行目の(目)教育指導費の不用額が774万4,062円であります。不用額の主なものは、「初任者研修事業」の人件費の執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

決算特別委員会資料の43ページをお願いいたします。

1、未来を担う人財が育つ社会の(2)、社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進についてであります。

表の中、「みやざき小中学校学力向上支援」でございます。

小学5年生及び中学2年生を対象に、みやざき小中学校学習状況調査を実施いたしました。その結果を分析することにより、授業改善の手だてや指導のポイントの提示、授業における確実な振り返りなどを実施したところであります。

続きまして、次のページの上の段、「小・中・高等学校を通じた英語教育強化」でございます。

児童生徒の英語発信力の向上を目指し、小学校外国語専科資質向上研修、小中学校外国語教育研修を実施いたしました。さらに、中高の連続性のある指導を充実させるため、生徒の発信力育成のための中高合同研修会を実施いたしました。

主要施策の成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○横山特別支援教育課長 資料の47ページをお開きください。

一番上の教育費の欄でございますが、特別支援教育課の予算額は4億380万8,000円で、支出済額が3億7,487万2,442円、翌年度繰越額が378万円、不用額は2,515万5,558円、翌年度繰越額を含んだ執行率は93.8%でございます。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

表の中ほどの(目)教育指導費の不用額652万143円であります。主なものは、「特別支援学校医療的ケア実施事業」の看護師の報酬、「みやぎの発達障がい教育推進事業」の旅費等の執行残であります。

48ページを御覧ください。

上から2行目、(目)特別支援学校費の不用額1,811万5,049円あります。これは、主に「特別支援教育就学奨励費事業」における扶助費の執行残であります。

次に、表の下から2行目、(目)保健体育総務費の執行率が61.2%であります。これは、要保護及び準要保護児童生徒への医療費等の扶助費の実績額が見込みを下回ったためであります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

51ページを御覧ください。

表の1段目、新規事業「未来を拓く！特別支援学校『自立と社会参加』推進事業」であります。

この事業におきましては、職業コースの設置や自立支援推進員の配置により職業教育の充実

を図ったほか、ICTを活用した研究や授業公開、学校支援アドバイザーの派遣等により、特別支援学校の障がい種に対応した専門性向上のための研究や研修を実施することができました。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査における指摘事項について御説明をいたします。

資料の最後のページ、100ページを御覧ください。

一番左側、指摘項目の収入事務につきまして、一番上のおり、指摘事項がございました。

この内容は、国庫補助金の調定事務につきまして、交付決定日に調定を行うべきところが調定時期が遅れているものがあったとの指摘でございます。

この件につきましては、補助金の調定に関する進捗管理表を作成したほか、事業担当者から予算担当者への連絡確認を徹底するなど、これまで以上にチェック機能を強化したところでございます。

今後は、このような事務処理の遺漏がないよう、所属内でしっかりと取り組んでまいります。

○大山教職員課長 決算特別委員会資料の53ページをお願いいたします。

一番上、(款)教育費の欄でございますが、予算額は907億7,869万4,000円、支出済額は901億3,251万3,165円、不用額は6億4,618万835円、執行率は99.3%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90%未満の目はございません。

まず、表の3行目、(目)教職員人事費の不用額が4億3,115万3,803円あります。これは、主に退職手当費の執行残であります。

次に、下から5行目、(項)小学校費の(目)教職員費の不用額が8,336万2,236円、次の54ページを御覧ください。

表の2行目、(項)中学校費の(目)教職員費の不用額が5,248万2,631円、次に表の中ほど、

(目)高等学校総務費の不用額が5,503万1,323円、表の下から5行目、(目)特別支援学校費の不用額が2,415万842円となっております。

これらの主なものは、いずれも給料及び職員手当等の執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

55ページを御覧ください。

1、未来を担う人財が育つ社会の(3)、教育を支える体制や環境の整備・充実につきまして、表の中の「スクール・サポート・スタッフ配置事業」は、教員の事務負担軽減のため、印刷業務やテストの採点補助などを行うスクール・サポート・スタッフを配置する事業であります。配置校数は、小学校103校、中学校48校、義務教育学校1校の計152校となっております。

次の56ページを御覧ください。

一番上の1、施策の成果等につきましては、スクール・サポート・スタッフの配置校の拡充に加え、学校内における業務改善などの取組を進めたことによりまして、時間外業務が月45時間以上の教職員の割合は、令和元年度と比べまして13.6ポイント減少しております。これらのことから、児童生徒と向き合う時間の確保に寄与するなど、学校における働き方改革に対する効果が見られたと考えております。

主要施策の成果は以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○猪野生涯学習課長 決算特別委員会資料の57

ページをお願いします。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、生涯学習課の予算額は6億5,460万円、支出済額は6億4,678万9,146円、不用額は781万854円、執行率は98.8%です。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明します。

なお、執行率90%未満の目はございません。

同じ57ページの上から3段目、(目)社会教育総務費の不用額は221万2,086円であります。

主なものは、「県民みんなで家庭教育応援」などの講師等旅費や謝金の執行残、「地域と学校の絆を育む体制整備推進」に係る市町村補助金の額確定に伴う負担金・補助金及び交付金の執行残であります。

次に、58ページを御覧ください。

(目)図書館費の不用額は168万8,842円であります。主なものは、県立図書館における光熱水費等の経費節減における需用費の執行残であります。

次に、59ページを御覧ください。

(目)美術館費の不用額は390万9,926円あります。主なものは、県立美術館における光熱水費等の経費節減に伴う需用費の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

60ページをお願いします。

1、未来を担う人財が育つ社会の(1)、県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進についてであります。

改善事業「県民みんなで家庭教育応援」では、リーフレット等での周知・広報による「みやざき家庭教育サポートプログラム」の普及やトレ

一ナー養成の研修による人材育成を図りました。

次に、61ページを御覧ください。

表の1段目、「地域と学校の絆を育む体制整備推進」では、地域全体で子供の学びを支援するための体制整備の充実を図り、地域における学習支援・体験活動等で市町村への補助を行いました。

また、地域と学校の連携・協働についての理解を促進するための研修会等も実施いたしました。

最後に、63ページを御覧ください。

表の1段目、「『読書県みやざき』を目指した総合推進」では、読書活動を支える人材の育成や資質向上のため、読み聞かせボランティアを対象とした読書サポーター養成研修や図書館職員を対象とした児童サービスの研修を実施しました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○木宮スポーツ振興課長 決算特別委員会資料の72ページをお願いいたします。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、スポーツ振興課の予算額は26億109万1,000円で、支出済額が16億2,199万4,084円、翌年度への明許繰越額が6億9,642万1,073円、事故繰越額が1億9,236万2,402円、不用額が9,031万3,441円、執行率は62.4%で、翌年度への繰越額を含めた執行率は括弧書きの96.5%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて説明いたします。

上から3段目、(目)保健体育総務費の不用額が8,736万7,696円、執行率が88.2%となっております。この不用額の主なものは、下から2段

目の負担金・補助及び交付金で、日本スポーツ振興センター共済給付金に係る執行残等でございます。

次に、73ページをお願いいたします。

表の1段目、(目)体育振興費の不用額が243万9,727円となっております。

主なものは、「めざせ頂点！甲子園優勝プロジェクト」において、「チームサポート強化事業」の実績額が見込額を下回ったことなどによる負担金・補助及び交付金の執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

75ページをお願いいたします。

「人づくり」の1、未来を担う人財が育つ社会の(3)、教育を支える体制や環境の整備・充実についてでございます。

表の事項名にあります「部活動改革推進」では、部活動指導員を公立中学校には16市町に64人、県立学校には32校に32人配置いたしました。

続きまして、77ページをお願いします。

「人づくり」の2、文化・スポーツに親しむ社会の(2)、スポーツの推進についてでございます。

78ページをお願いします。

表の事項名の1段目にあります「体育授業改善・充実」では、第63回宮崎県学校体育研究発表大会を開催し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校のつながりのある学習を球技(ゴール型)の授業を通して研究・発表を行いました。

続きまして、同じく78ページの表の中ほどにあります改善事業「運動大好き！子どもの体力アップ」では、各地区小体連における児童の実態に即したキッズスポーツ教室を実施し、児童1万9,802人、指導者1,710人が参加しました。

続きまして、80ページをお願いいたします。

表の事項名の1段目にあります「スポーツで人が輝く元気な宮崎に！スポーツ習慣化推進」では、スポーツ実施率の向上を目的とした研修会の開催、企業や総合型地域スポーツクラブへの委託事業の実施等により、スポーツを日常的に実施することによって習慣化を図る取組を行い、県民がスポーツに親しむ機会づくりに努めました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○長友文化財課長 決算特別委員会資料の84ページを御覧ください。

一番上の(款)教育費の欄であります。文化財課の予算額は4億6,488万円で、支出済額が4億5,381万2,343円、翌年度繰越額が明許繰越356万1,000円、不用額が750万6,657円、執行率は97.6%、翌年度への繰越しを含めた執行率が98.4%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90%未満の目はございません。

まず、上から3段目、(目)文化財保護費の不用額が326万4,713円となっております。主なものとしましては、文化財調査員等の謝金及び旅費の執行残や、埋蔵文化財センターにおいて電気料等が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、85ページを御覧ください。

一番上の段、(目)総合博物館費の不用額が424万1,944円となっております。主なものとしましては、総合博物館や西都原考古博物館において電気料等が見込みを下回ったことによる執行残や、西都原古墳群にあります、古墳を覆う施設

の屋根改修工事に係る入札残であります。

次に、86ページを御覧ください。

主要施策の成果についてであります。

2の「文化・スポーツに親しむ社会」の(1)、文化の振興についてであります。

まず、表の一番上にあります「みやざきの民俗芸能保存継承」であります。この事業は、神楽をはじめとする本県の民俗芸能の保存継承と、神楽のユネスコ無形文化遺産の早期登録を目指した活動の強化を図るものであります。具体的には、昨年10月に本県を事務局とする全国神楽継承・振興協議会を設立し、県内においては、みやざきの神楽連絡協議会を開催して、ユネスコ登録に向けた機運醸成を図ったところであります。また、保存団体への聞き取りなどの現地調査や、映像等による記録保存を行う演目調査を進めるとともに、民俗芸能保存団体が行う用具の修理などへの支援を行ったところであります。

次に、87ページを御覧ください。

表の一番上、「みやざきの古墳魅力発信」であります。

この事業は、西都原古墳群をはじめとする宮崎の古墳群について、歴史的景観や古墳の独自性に関する調査研究を進めるとともに、世界文化遺産登録に向けた情報発信に取り組むものであります。具体的には、西都原古墳群の地中レーダー探査や、古代歴史文化にゆかりの深い14県による古墳時代の刀剣類の共同研究を行ったほか、宮崎の古墳に関するパネル展示や、共同研究成果に基づく展覧会を実施したところであります。

次に、表の2番目にあります、新規事業「ふるさとの宝を未来へつなぐ文化財情報整備」で

あります。

この事業は、近年の激甚化、頻発化する災害から貴重な文化財を未来へ守りつないでいくということを目的としたものであります。具体的には、各市町村に残る文化財の現況及び所在を把握するとともに、新たな文化財の掘り起こしとなる調査を進め、国指定、県指定となる可能性がある文化財について、県内外から専門家を招聘し、詳細な調査を行ったところです。

主要施策の成果については以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。

**○永井人権同和教育課長** 決算特別委員会資料の92ページを御覧ください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、予算額は1億865万8,000円で、支出済額が1億142万9,325円、不用額が722万8,675円、執行率は93.3%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

表の上から3段目を御覧ください。

(目)事務局費の不用額が139万2,443円、執行率が85.9%となっております。主なものは、県外出張等の職員旅費の執行残であります。

次に、表の中ほどの(目)教育指導費の不用額が257万1,673円となっております。主なものは、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの報酬の執行残であります。

次のページを御覧ください。

(目)保健体育総務費の不用額が326万4,559円、執行率が52.4%となっております。主なものは、弁護士着手金が必要となる事例が発生しなかったことによる委託料の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

94ページを御覧ください。

主なものについて説明いたします。

(2)、社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進についてであります。

95ページを御覧ください。

表の1段目、「ひなたセーフティプロモーションスクール推進」では、虐待やいじめなどの事件や自然災害等での事故等から子供たちの命を守るため、SOSの出し方に関する教育や、ピア・サポート活動によるこころの教育と、セーフティプロモーションスクールによる安全教育を総合的に展開し、命を守る実践力を身につける教育の推進を図りました。

続きまして、97ページを御覧ください。

(3)、教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

表の1段目、改善事業「みやざきの子どもを守る総合支援」では、教育相談窓口を充実させることで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを公立学校に配置・派遣する体制を充実させることで、いじめや不登校など、学校だけでは解決が困難な事案への支援を強化いたしました。

主要施策の成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。

**○山内主査** 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はありませんか。

**○齊藤委員** 資料の一番最初、未来みやざき創造プランの分野別施策で、「人づくり」を一番上に置かれていますが、さきの一般質問で私も申

し上げたとおりに、宮崎県の教育こそが様々な産業の人たちを育成すると、ぜひ期待を込めて、幾つか尋ねさせてください。

資料10ページで、MRT、UMKとテレビ番組を使いながら情報発信をしているということですが、この時間帯に家にいることがほとんどないので見たことはないですけれども、番組をやっていることは知っています。施策の成果等として「その効果は大きい」と書かれていますが、この番組によって実際どのような効果が得られていると思っているのか、お聞かせください。

**○久保教育政策課長** 広報番組につきましては、土曜日の夕方と日曜日の午前中に、それぞれ県政番組からつながるよう放送しております。

内容としましては、児童、生徒の特色のある取組等を行うのが主になりますけれども、先生の活躍の場であったりとか、先生の仕事の魅力であったりとか、そういったものも含めて発信しております。

いろいろな会社から視聴者意見シート等もいただきますけれども、例えば、県内の各学校の取組で初めて知ったものがあつたとか、もしくは、職業系の高校の紹介をしたときは進路選択の参考になったとか、地域の子供たちが頑張っている様子が分かったとか、保護者だけではなく、幅広い世代の方から御意見をいただいているところでございます。

いろいろな方が協力しながら子供たちの成長を見守っていく必要があると思いますので、そういう意味で、幅広く反響があるというところで成果があると考えております。

**○齊藤委員** 資料12ページの施策の成果等として、①、「県内学校関係者を対象に、小学校で『メ

ディアの使いすぎ』、中学校で『ネットいじめ』をテーマとする授業公開を実施した」と、大変重要なところを絞り込んで、立派なことをされていると思いましたが、この事業をもう少し具体的に説明していただいてもいいですか。

**○久保教育政策課長** これは、令和4年度に「情報モラル教育推進事業」というのを国の事業を活用して実施させていただきました。たくさんのことを行っていますけれども、実践事業に関して言いますと、モデル地域を県内で1つ決めて実施いたしました。

昨年度の事業につきましては、国富町をモデルとさせていただきました。小・中学校の数でありますとか、学校の規模とか、本庄高等学校もございまして小・中・高の連携も図れる、また、教育委員会からの関心も高いということで、国富町を設定させていただいたところでございます。

公開授業の前に、まずは教育委員会、それから教職員同士のワークショップ等で、先進事例を含めながら、こういうことを進めていかなければいけないといったことを9月までに実施しております。先進地視察等も行っております。

そういったものを踏まえまして、まず、木脇小学校の5年生ですけれども、学級活動の中で、メディアの使いすぎについての授業を行い、公開いたしました。

それから、木脇中学校では1年生と2年生で、1年生はネットいじめについての話、2年生はクリティカルシンキング——直感ではなく客観的な視点でいろんな情報を分析、解釈する方法——をしなければならないという授業を行ったところでございます。

こういった授業につきましては、県内各学校

にも公開するとともに、その後、保護者向けの研修も行いまして、オンデマンドの視聴により各保護者もその内容を見られるようにしていたところでございます。

その後、年が明けてから、本庄高等学校の生徒が主体になりまして、小学生、中学生を交えて、言われて嫌な言葉であったりとか、使い過ぎだと感じた時間とか、そういったものについてのワークショップを実施したところでございます。

こういった取組を踏まえまして、この表で言いますと、情報モラル教材として「GIGAワークブックみやぎき」というのがありますけれども、小学校の下学年、上学年、中高生向けと3つ、興味を引くような分かりやすい題材で教材を作っております。こういった授業等の取組を踏まえてつくっており、今年度はそういったものを各学校に周知しているという取組でございます。

○齊藤委員　すごくいいことをされていると理解しました。

ここに書かれている「メディアの使いすぎ」という表現は本当に的を射ていると思っていて、世の中のデジタル化が進んでいくのはやむを得ないのでしょうけれども、子供たちがスマートフォンなどに依存し過ぎる社会も危険だということで、この事業に関してはぜひ県内で広げていただきたいという思いで御説明をお聞きしました。

○井本委員　関連していいですか。「直感ではなくて客観的な」という言い方をしたと思うけれども、客観というのは、どんなものを客観と言っているんですか。

○久保教育政策課長　「客観的」という言葉を

使いましたけれども、例えば、災害時の情報を自分の思い込みだけでこうじゃないかと判断するのではなくて、いろいろな情報の中から正しいと思うものを抜き取る力が必要ですよというようなことを授業の中で教えるといった内容でございました。

○井本委員　今の言い方でも、私は少し引くかかる。いろんな意見の中で正しいものというのは、やっぱり主観的に選ぶのではないですか。

○久保教育政策課長　最終的には、自分で主観的に選ぶんですけども、こういったケースでこういった判断をしたためにこういった誤りをしてしまったというような事例を学ぶというか、自分がやっていることを気づかせるというか、そういうことを行っているところでございます。

○井本委員　理屈としてはいろいろあるんだけど、主観、客観ははっきり言って非常に難しいです。ニーチェは全部、主観だと言っているぐらいです。要するにあなたが言いたいのは、簡単に言えば、多くの人が考えているような考えを基準にということでしょう。そう言ったほうがいいんじゃないですか。

○久保教育政策課長　多くの方が考えている正しいことを……。

○井本委員　正しいかどうかは分からない。多くの方が考えているから正しいとは限らない。第二次世界大戦だって、あのときは全国民が戦争をやる、戦争をやるだったんだよ。あのときはそれが正しいと思ったんだ。しかし、後から見たら、それはおかしい。

歴史上はそんなことがたくさんありますけれども、正しいかどうかというのは、はっきり言って誰も分からない。私も分からないけれども、恐らくあなたも分からないと思うんです。

だからそうではなくて、今の流れの中で、多くの人たちが是とするものであればそれをやりましょうというぐらいのことしか、私は言えないと思うんです。正しい、間違いとかいう言い方は、私は使わないほうがいいんじゃないかなという気がするんです。

○山内主査 御意見ということでよろしいでしょうか。関連でほかによろしいですか。

○山内副主査 メディアの使い過ぎに関して、言われていることや、されていることは分かるんですけども、メディアという言葉が一人歩きしてしまっているのではないかなと思うんです。

メディアの定義は情報媒体で、本も出てくるし、新聞も出てくるし、いろんなものが出てくる。けれども、教育現場においてメディアと言うと、限られた電子メディアのノーメディアデーだったりして、子供たちに間違っただけを教えることになっていないか。

また、コロナ禍においてタブレットが入ってきました。このメディアの使い過ぎとは、そういった電子媒体機器を含めているのではないかなと思うんです。使い過ぎと言いながら、一方で授業ではタブレットでの学習を進めていくということになっている感じがするのですが、メディアの使い過ぎとは、具体的にどういうことを子供たちに指導していつているのか。どうしていきたくないのか教えてください。

○久保教育政策課長 メディアは広めに取るか、狭めに取るかという話があると思いますけれども、ここではSNS系のネット関係の使い過ぎを前提とした内容について進めているところでございます。

情報収集に関して、メディアは非常に有力な媒体でございますので、メディアそのものが悪

いわけではないですが、以前はネットは危ないのでなるべく学校現場は使わないとか、除外するとか、そういう視点でリスク管理を進めていたところなんです。けれども、これだけいろんな情報ツールを皆さんが持っている中では、むしろ自分で考えて、取捨選択できるような力を身につけていく。そういった情報活用能力をつけていかなければならないと、これまで除外したものを、むしろ少し積極的に学んで使いこなすような方針で今回のモデル授業も進めたところでございます。

○齊藤委員 資料15ページの財務福利課の高等学校管理費についてお尋ねしますが、学校1校当たりの様々な施設の修繕とか軽微な修繕が、ここに入るという理解でいいですか。

○畑中財務福利課長 高等学校管理費でございますけれども、各学校に配分をするもろもろの経費——消耗品関係といった需用費、役務費、委託料等です。具体的に言いますと250万円以下は随意契約ができますので、そういったところを想定して各学校に配分している経費でございます。

○齊藤委員 この原材料費とはどんなものですか。

○畑中財務福利課長 原材料費の具体的なものとしては、少し時間をいただいてよろしいですか。

○山内主査 この委員会中に後で御回答いただくということで、齊藤委員、他の質問に移ってよろしいでしょうか。財務福利課長は後ほど御回答をお願いいたします。

○齊藤委員 資料21ページの地区生徒寮6寮の学校を教えてください。

○畑中財務福利課長 地区生徒寮は6寮ござい

ますけれども、高千穂地区の生徒寮と、延岡地区に延岡第一生徒寮と延岡第二生徒寮の2つがございます。日向地区に1つございます。西都地区にも1つございます。あと、宮崎海洋高校の生徒寮で、合わせて6つの生徒寮となります。

○齊藤委員 地区ということは、その地区にある学校に通う生徒だったら利用できるのですか。

○畑中財務福利課長 地区生徒寮は、もともと僻地の生徒に対して負担軽減という意味で設けておりまして、僻地の生徒たちが通学できないといった場合に、最寄りの地区生徒寮に入るのが前提だったのですけれども、近年は生徒数の減少等もありますので、割と緩やかに解釈して入居できるようにしているところでございます。

○齊藤委員 資料25ページ、県立学校実習事業特別会計で、「宮崎農業高等学校など7校」の7校を教えてください。

○畑中財務福利課長 全て農業系の高校になりますけれども、高千穂高等学校、門川高等学校、高鍋農業高等学校、先ほどありました宮崎農業高等学校、都城農業高等学校、日南振徳高等学校、小林秀峰高等学校の7校になります。

○齊藤委員 資料44ページの「小中学校外国語教育研修、3会場、348人、発信力育成のための中高合同研修会、3会場、160人」。この詳細を教えてください。

○田中義務教育課長 この事業は、教育事務所管内ごとに行っておりますので、北部教育事務所、中部教育事務所、南部教育事務所管内で行っております。

○齊藤委員 この対象は学校の先生ですか。

○田中義務教育課長 対象は学校の先生です。

令和元年度より小学校に外国語が入りまして、本格的に実施されております。そのことにより、

一部、中学校の内容を小学校に、高等学校の内容を中学校にとなっておりますので、連携強化のためにこのような事業を行ったところであります。

○齊藤委員 そうしたら、参加者——出席される先生は、小学校の場合は5年生の先生、中学校の場合は英語の先生ということで、先生の出席率はほぼ100%ですか。

○田中義務教育課長 参加者につきましては、小学校は5、6年の英語の先生、中学校は英語の先生ですけれども、各学校からしっかり参加をするようになっておりまして、複数担任等がいる場合には持ち帰って伝達するよう指導しているところであります。

○齊藤委員 資料46ページの今後の方向性に、「②、国の英語教育実施状況調査の結果から、児童生徒の英語力向上には英語による言語活動の時間が影響することが明らかになっている。今後は、言語活動主体とした授業の在り方に関して、大学等の専門家を講師とした研修を実施し、本県における言語活動の実質向上を図る」と記載されていますけれども、具体的にはどんなことを考えていらっしゃるのか教えてください。

○田中義務教育課長 この調査の結果を受けまして、国から指摘されていることですが、学校差や地域間格差が非常にあります。もう1つが教員の英語力の差で、授業において自分の考えや気持ちを英語で伝える活動が多いところがいい成績を上げている、定着しているという結果が出ております。

このようなことを踏まえまして、これまでの講義形式、あるいは理論を中心とした研修から、実際の授業の在り方をワークショップ等でした

かり学び、持ち帰って授業に生かせるような研修に移行していきたいと思っております。

○齊藤委員 企業でもユニクロとか、世界で活躍している、伸びている企業は、社内言語を大概英語にできてきているんですね。

そういった意味で、宮崎県の教育委員会としても言語活動の時間を増やしていくというのはすごくいいことだと思って、お伺いしました。

それから、資料53～54ページに小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費とあって、それぞれ給料が記載されていて、その下に職員手当等がありますけれども、職員手当等とはどんなことが該当するのか教えてください。

○大山教職員課長 職員手当等につきましては、期末手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等の手当になっております。

○齊藤委員 期末手当、通勤手当、住居手当と、あと児童手当ですか。

○大山教職員課長 扶養手当であります。

○齊藤委員 扶養手当ですね。

資料55ページのスクール・サポート・スタッフ配置で、配置校数が小学校103校、中学校48校、義務教育学校1校と書かれていますが、この配分はどうやって決まっているのか教えてください。

○大山教職員課長 スクール・サポート・スタッフ配置事業につきましては、市町村に対する補助事業となっております。各市町村が各学校の状況等を見て、また、予算を一部負担していただかなければいけませんので、市町村の負担等を踏まえまして、申請が上がってきたところに対して県が補助をすることになっております。

○齊藤委員 次の56ページの一番下の「時間外

業務が月45時間以上の教職員の割合」との記載について、働き方改革の結果、徐々に下がっては来ているんですけれども、令和4年度の31.5%の小学校、中学校、高校の内訳は分かりませんか。

○大山教職員課長 確認いたしますので、少しお時間をいただければと思います。後ほど回答させていただきますのでよろしいでしょうか。

○山内主査 分かりました。日高委員から関連があるようですので、よろしいでしょうか。

○日高委員 関連の質問です。スクール・サポートは令和元年から始まったということで、教職員の過重労働が深刻化する中、13.6%減少したというのは本当に素晴らしいことです。子供たちのウェルビーイングを確保するためには教師のウェルビーイングの確保が必要で、どんどん進めてほしいです。

配置校数は令和3年度が153校、令和4年度が152校と書かれていますが、これ以上は増えなくても十分なのか。それとも、まだ増やしていくのか教えてもらえますでしょうか。

○大山教職員課長 スクール・サポート・スタッフ配置事業につきましては、今年8月に県内の小・中学校の先生方に調査を行いまして、働き方改革で効果のあった取組はどんなものがあるか確認したところですが、一番多かったのが、このスクール・サポート・スタッフ配置事業でございました。

拡充していくことを目指しております。国の予算は拡充しておりますけれども、今後、その辺の予算等も含め、市町村の要望等も踏まえまして、検討していきたいと思っております。

○日高委員 現場の先生からも本当に助かっていますと話をよく聞きますので、ぜひとも増や

していただけたらと思います。

○山内副主査 関連して、成果等について、教職員の事務負担軽減により時間外労働が減ったことは分かりますが、それによって、「児童生徒と向き合う時間の確保に寄与することができた」というのは、何をもって、勤務時間外の労働が減ったから生徒と向き合う時間が増えたと言えるのか、根拠などがありましたら教えていただきたいと思います。

単純に考えますと、放課後の部活動の時間や生徒を呼んでの指導といった部分も減っているのかなと思うので、向き合う時間も減っているのではないかと思うところもあります。

○大山教職員課長 働き方改革の成果について8月に確認を行った際の意見として、「教材研究、授業準備をする時間が確保できるようになった」、「精神的に余裕を持てるようになった」、「職員同士の意見交換もできるようになった」という回答が多くなっております。

私も学校現場にありましたけれども、子供と向き合うのがまず最初に時間を確保するべきもの。その次に、どうしても教材研究になりますけれども、教材研究等の時間を持ててきているということは、一番根本的な子供たちと向き合う時間も確保されているのかなと私たちは考えております。

ただ、それ以上の客観的な数字を把握することは今できておりません。

○山内副主査 今の話を聞くと、生徒が第一なので確保できているのではないかという話だと思いますけれども、働き方の中ではそれが後回しになって、いろいろな事務作業が先になっている部分もあったと思うのです。本当に生徒と向き合う時間になっているのかは全く見えてこ

ない部分なので、可能であれば、今後、本当に生徒に向き合う時間が取れてきているのかしつかり検証しなければならないのではないかと思いますところでは。

○大山教職員課長 御指摘のとおりでございます。働き方改革の取組は、平成30年度から市町村も含めて県内一斉に取組を始めております。働き方改革の一番の目的は、子供たちと向き合う時間を確保することですので、今後、もう一度そこに立ち返って、私たちも取り組んでいきますし、状況等は確認していきたいと思います。

○齊藤委員 資料79ページ、スポーツ振興課の「めざせ頂点！甲子園優勝プロジェクト」で、延岡学園の準優勝以来、上位からしばらく遠ざかっていますけれども、「チームサポート強化4校、パフォーマンスアップ支援4校、全国強豪校挑戦2校」とありますが、それぞれの内容と学校名を教えてください。

○木宮スポーツ振興課長 チームサポート強化事業の4校につきましては、秋季の九州大会県予選での上位2校——宮崎商業高等学校と高鍋高等学校、それから、夏の甲子園全国大会に出場した富島高等学校。春の選抜は出場校がおりませんでしたので、この部分が執行残になったところでございます。

パフォーマンスアップ支援事業は、鹿屋体育大学と連携した事業ですけれども、同じく、秋季の九州大会県予選でベスト4に進出した宮崎商業高等学校、高鍋高等学校、小林秀峰高等学校、延岡学園高等学校を対象としております。

また、全国強豪校挑戦事業の2校は、これも秋季の九州大会県予選上位2校で、宮崎商業高等学校と高鍋高等学校が該当となっております。

○齊藤委員 資料95ページの人権同和教育課の

「いのちを大切にする教育」のところで御提案ですけれども、御存じの先生方も多いと思うんですが、中学校の体育の先生で、スキー事故で頸椎を負傷し、しばらく寝たきりになった腰塚勇人先生。私は赤江中学校と、先日も宮崎にいらっしゃったとき、2回ぐらい話を聞きました。この方の話こそ、子供たちに命の大切さを訴える力がすごいなと思って、子供たちがいじめだとか、立志教育とか、自分が何のために生まれてきているのかとか、そういったことをいち早く伝え、理解させるにはすごくいい講師の一人だと私は思っています。

先の一般質問で県教育委員会と市町村教育委員会との関係について、いろいろお話しさせていただきましたけれども、県教育委員会から市町村教育委員会に対して、機会があったら、腰塚先生の講話を用いることも頭の中に入れておいてください。

**○永井人権同和教育課長** 今、委員に御提案いただきましたことについては、課でしっかりと研究・調査してまいりたいと思います。

**○畑中財務福利課長** 先ほど、齊藤委員から質問のありました、資料15ページの高等学校管理費の原材料費についてのお尋ねですけれども、具体的には、宮崎海洋高等学校と本庄高等学校が生産物を取り扱っております。先ほど、特別会計で農業系の高校が生産物を取り扱うという話を少しさせていただきましたけれども、海洋高等学校と本庄高等学校もいろいろな海産物や乳飲料、ジャムなどを取り扱っております、そういったものの原材料費を計上させていただいております。

**○大山教職員課長** 先ほど御質問のありました、時間外業務45時間以上の教職員の校種ごとの数

について申し上げたいと思います。

小学校が23%、中学校が48.6%、高等学校46.6%、特別支援学校が16.0%でございます。

**○前屋敷委員** 資料21ページの学校職員健康づくり推進事業で、メンタルヘルス研修を565名に行っていたらっしゃるのですが、実際に悩んでおられる方が対象になっているのか、全ての職員を対象にされているのか、その辺を教えてください。

**○畑中財務福利課長** 健康づくり推進についてのメンタルヘルス研修は、どちらかというと予防的な研修で、初任者、新規採用になられた職員と、新任の教頭先生、新任の事務長、各種のリーダー級の先生方といった方を対象として研修を行っております。

**○前屋敷委員** あわせて、個別指導が323件とありますが、これも説明をお願いします。

**○畑中財務福利課長** 個別指導につきましては、左側に記載の保健指導員派遣から流れてくる個別指導でございます、例えば定期健康診断の保健指導とか、長時間勤務で高ストレスを抱えている方々のケアとか、保健指導員が行っている指導内容で、合計が323件となっております。

**○前屋敷委員** 臨床心理士相談室の相談件数、31件はどういう相談ですか。

**○畑中財務福利課長** 臨床心理士の相談につきましては、月に2回、行っておりますけれども、この臨床心理士は学校カウンセラーの経験者ということもございまして——学校に出向いている方も結構多いですので——内容としましては、生徒指導上で悩んでいる方々とか、学習内容において悩んでいる方々とか、そういった方の相談をお受けしており、合計は31件となっております。

○前屋敷委員 あわせて、その横の教職員相談件数の92件というのも教えてください。

○畑中財務福利課長 元学校長の相談員の方を県立図書館に週4日配置しておりまして、受け付けている相談でございます。こちら、教職員のいろんな悩み事、学校での悩みだとか、家庭的な悩みだとかを含めて相談を受け付けており、92件となっております。

○前屋敷委員 直接、個人的に抱える悩みについての相談を受けているということですか。

○畑中財務福利課長 そういうことでございます。個人情報にはくれぐれも注意した上で、対応させていただいております。

○前屋敷委員 相談をするほどの悩みを抱えていらっしゃるということですよ。先生方ですから、直接、大なり小なり、子供たちにもいろんな影響を与えかねない状況の中で、先生方も御相談されているんでしょうけれども、その後の経過などは、客観的に見てどうなのですか。

○畑中財務福利課長 私どもも、この相談の後のことを非常に気にしておりますので、内容については関係課——具体的に言いますと教職員課辺りが教職員のことは把握しておりますので、関係課に状況を確認したりしながら対応をしているところです。

この取組については、引き続き、ささいなことを見逃さないようにしっかり対応していきたいと考えているところです。

○井本委員 関連していいですか。なかなかいいシステムだなと思うんです。県立図書館だけでやっているんですか。

○畑中財務福利課長 相談員は県立図書館に配置していますが、メールなどでも対応しておりますので、学校を離れた場所でも受付は

できるような体制で対応しているところでございます。

○井本委員 宮崎市周辺だったら直接来られるが、県北などからわざわざ学校を休んでいとなかなか大変でしょう。向こうにも、そういうシステムをできるだけ広げることが考えられないのかなと思うけれども、どうですか。

○畑中財務福利課長 周知は県内で図っておりますので、配置は宮崎市で対応するというものではありませんけれども、今後、必要に応じて出向いていったりすることが必要であれば、考えていきたいと思っております。

ちなみに、先ほどの臨床心理士の相談は出張の相談も対応しておりまして、年に3回ほどですけれども、要請に応じて出張して対応しているところでございます。

○井本委員 精神的な悩みへの対応は臨床心理士であればいいのだろうけれども、人間関係とか、生活の関係とか、いろいろ悩むときに、学校にいながら上司には相談できないが、誰かいないかと思うときに、OBに相談するのは非常にいい考えだと思うから、教育長、できたら県北辺りにも拠点をひとつ考えてください。

○前屋敷委員 育英資金の貸付けについて、少し伺いたいと思っております。

なかなか借りても返すのが難しいという方々が増えてくる中、ここ数年は未収の部分が改善されてきているとありますけれども、貸し付けた人数が令和4年度は1,203人ですか。これは、前年度からすると増えているのですか、減っているのですか。

○唐仁原育英資金室長 令和4年度の貸与者数は1,203人でございますが、内訳としましては、高校生が1,114人、大学生等が89人でございます。

前年度との比較でございますが、全体で198人減少しております。内訳を申しますと、高校生等が186人の減、大学生等が12人の減となっております。

**○前屋敷委員** 未済額も減ってきていますけれども、どういう対策で改善されてきているんですか。税金で言いますと差押えとか、いろいろな手法もありますが、修学資金についてはどんなですか。

**○唐仁原育英資金室長** 返還できる資力のある方に対しては、接触を重ね、返還を促しております。それでも返還しない場合は、弁護士法人への徴収委託や裁判所を通じて法的措置により回収といった手続を取っております。

また、収入が安定せず、年収が300万円以下で返還が困難となるような、やむを得ない事情があれば、貸与条例に基づきまして、相手方からの申請により1年間返還を猶予しているところがございます。ただ、猶予に当たりまして、既に滞納額がある場合は、連帯保証人の協力を得るなどして、滞納額を分割して返還してもらったり、将来にわたる返還計画を作成してもらったりなど、できる限り債権の固定化を防ぐようにしているところがございます。

**○前屋敷委員** 修学資金を借りている方々、特に滞納されている方々は、全員連絡が取れている方々ばかりですか。連絡がなかなか取れない方はいますか。その人の生活状況や収納状況もしっかり把握されないといけないのではないかと思いますので、その辺を教えてください。

**○唐仁原育英資金室長** 返還が遅れている方にいろいろと文書で督促——電話する際にも、当座の返還が厳しいときには必ず連絡していただくように一筆入れて文書を送っているところで

ございます。

そういう意味で、お答えいただいた方には生活状況をちゃんとお聞きした上で、収入状況などを記入する生活状況調査票を出していただいている。それで、内容を把握した上で対応しているところがございます。

ただ、一番厄介なのは、全然返事のない方がいらっしゃいます。こちらの方につきましては、黙示の意思表示ということで、返還できるものとして取り扱わざるを得ないところがございます。

**○前屋敷委員** 修学資金を借りた当時は学ぶ意欲があって借りられたわけですから、いろんな事情で滞納になったりするので、しっかり寄り添っていただいて、可能な限り情報もキャッチしていただきながら御指導いただきたいと思えます。今特にこういう経済状況、就職の状況もありますので、教育的な立場からもぜひ親身な対応をお願いしたいと思います。

**○唐仁原育英資金室長** 返還していただいている方もおり、そちらの方との公平性もありますので、返還できるのに返還されない方はしっかり返還していただく。ただ、いろいろな御事情があって、返還できないような方は、条例に基づき返還猶予、返還免除といった制度もございますので、的確に適用して、県の育英資金として社会的信用が落ちることがないように適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

**○山内副主査** 入寮者数は平成30年度は312人だったのが年々減ってきて、令和4年度は237人。育英資金の貸与者も、平成30年度は2,476人だったのが令和4年度1,203人と、半分以下になっている。

資料23ページの成果等に、「育英資金の貸与や

生徒寮の運営等により、保護者等の経済的負担軽減を図るとともに、修学が困難な生徒の修学機会の確保及び進学の実現を行うことができた」とありますが、借りている人がいる現状を見ると、確かにそういう支援はできたのかなと思うんです。けれども、メディアではコロナ禍で生活困窮しているという話が出ており、宮崎県内においても困窮している人は多いのではないかと思います。奨学金を借りて学校に行く子供たちが減っていることをどう捉えているのか教えてください。

○唐仁原育英資金室長 高等学校等就学支援金など給付金が充実していることに伴い、育英資金の貸与人数、額とも減少しているところでございますが、就学支援金につきましては、私立高校の場合ですと、年収590万円を境に支援額が大きく異なるところでございます。また、奨学給付金も非課税世帯等を対象にしており、カバーされる所得層に隙間がありますので、十分な支援を受けられない中で、家計の占める教育費の割合が高まれば育英資金が必要になるのではないかと考えております。

貸与人数や額は毎年度減少しておりますものの、本県高校生の約1%は貸与生でありまして、一定のニーズはあるのではないかと考えているところでございます。

○山内副主査 ニーズがあるのも分かるのですが、今、話を聞くと、就学支援金等が充実して、その人数が増えてきているから、育英資金を借りない家庭が増えてきたという理解でよろしいでしょうか。

○唐仁原育英資金室長 例えば、令和2年度に、年収590万円以下の方は私立高校が実質無償化になりました。その際の貸与の効果が出るのは令

和3年になるので、令和3年度の対象者が約4割ほど減少しております。

そのように、給付金が充実というか改正されたときには貸与者数ががたっと減っておりますので、影響しているのではないかと考えているところでございます。

○山内主査 それでは、ここで午前の部は終わります。午後1時10分から再開いたします。

午前11時53分休憩

午後1時5分再開

○山内主査 分科会を再開いたします。

委員から質疑はございますか。

○前屋敷委員 資料55ページになります。スクール・サポート・スタッフの配置について、先ほど御説明もありましたが、令和4年度は152校に配置されています。申請に応じて配置するという御説明でしたが、申請のなかった学校があるのでしょうか。あわせて、県内全体の学校の数を教えていただければと思います。

○大山教職員課長 まず、学校数ですけれども、小・中学校合わせて357校ございます。そのうちの152校に配置しており、約42%の配置率となっております。

県としましては、市町村から要求が上がって、希望した学校につきましては、全て配置している状況になっております。

○前屋敷委員 年度によって要求が違うこともあるのでしょうかけれども、40%というところと少ないような気がします。申請には全て応じておられるということでしょうか。

○大山教職員課長 はい、そのとおりでございます。

○前屋敷委員 スクール・サポート・スタッフ

の待遇、労働条件はどうなっていますか。

○**大山教職員課長** 年間の勤務時間ですけれども、1校当たり800時間を超えないと決めております。

報酬単価につきましては、1時間当たりの上限を1,000円と設定しております。

○**前屋敷委員** スタッフの確保ですけれども、一般公募なのか、それともこれまで教育に関連した方々だとか——収入としてはアルバイト的な収入で、生活ができるような収入ではないですが、その辺を教えてください。

○**大山教職員課長** 各学校が地域の方々等を対象として任用しているところであります。例えば、地域住民、もしくは卒業された方の保護者を対象としている事業であります。

○**前屋敷委員** 分かりました。今回の資料や報告にはなかったですけれども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの任用も教職員課でいいですか。

○**永井人権同和教育課長** スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの任用配置につきましては、人権同和教育課で行っております。

○**前屋敷委員** 令和4年度の各学校への配置状況、それから待遇——雇用や労働条件も併せてお願いします。前年度との比較も分かればお願いします。

○**永井人権同和教育課長** まず、スクールカウンセラーから御説明させていただきます。

スクールカウンセラーは、会計年度任用職員として任用しており、中学校におきまして配置校において1校当たり134時間、派遣校において1エリア当たり33時間、県立学校の拠点校で1校当たり160時間、教育事務所に1エリア当た

り146時間、来訪相談用に、研修センターに年間48時間というように、非常に複雑に割り振って任用配置しております。

全体の状況としましては、任用に当たってスクールカウンセラーの資格を有しておられる方は、1時間当たり4,500円の単価となります。スクールカウンセラーに準じる方につきましては、1時間当たり2,700円の単価で任用させていただいております。

資格をお持ちの方と準ずる方等を任用の必要などに応じて配置しており、一言で申し上げることができませんけれども、任用人数としましては、令和4年度は、スクールカウンセラー52名を任用して、今の部署で働いていただいております。そのうち、資格を有している方が41名、準ずる方が11名となっております。

前年度との比較としましては、令和3年度は53名の方を任用しており、有資格者42名と準ずる方11名でございました。

○**前屋敷委員** スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、各学校からの要望に応えるようにはなっていないのですか。

○**永井人権同和教育課長** 県内の学校は、生徒数を含めて大規模、中規模、小規模とございまして、希望の状況もそれぞれ異なりますので、拠点校、そこから派遣する学校について、教育委員会で制度設計しまして、計画的に配置しております。

今の状況としましては、小学校に11エリア、228校に1名ずつ配置しております。中学校は1名ずつ、1校当たり134時間で、派遣中学校が11エリア、40校に1人ずつ、1エリア当たり38時間です。県立学校につきましては、4エリア、52校に1名ずつ、1エリア当たり160時間というよ

うに配置しているところです。

○前屋敷委員 本当に複雑な状況で、何か資料を頂ければありがたいです。

○永井人権同和教育課長 はい。

○前屋敷委員 一定の基準を引いても、各学校、地域、エリアの内でもいろいろな条件や状況が違いますので、十分に行き届く状況はなかなか難しいと思います。一定の柔軟性も必要ではないかと思っていますので、よろしく願いいたします。

○山内主査 先ほど、資料の請求のお話がありました。具体的にどのような資料を請求されるか、もう一度、お願いいたします。

○前屋敷委員 小学校、中学校の配置基準、1エリアの配置基準、現在の配置状況、待遇が分かればよろしいです。

○山内主査 今、前屋敷委員より、スクールカウンセラーの配置と待遇について、資料要求がありました件についてお諮りします。

資料は、全委員へ提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永井人権同和教育課長 今の資料について、要求いただいたものを用意したいと思いますが、いじめ不登校対策事業のことで分かりやすくまとめた資料と、任用の要件等の資料を準備させていただきたいと思います。

○前屋敷委員 よろしく願いします。

○黒木教育長 資料の97ページを見ていただくと御説明しやすいと思いますので、よろしいでしょうか。

97ページに、主な実績内容等があるんですが、スクールカウンセラーの配置と派遣、令和4年度の実績でございますけれども、スクールカウ

ンセラーには臨床心理士とか、公認心理師とか、資格を持った方々がいらっしゃいます。それが先ほど課長が申しあげました、資格を有する方——4,500円の時給に該当する方々でございます。それ以外に、主に教諭であった方とか、校長であった方もいらっしゃいますけれども、生徒指導をしっかりとされてこられた経験豊かな方々など、教育委員会で審査して、カウンセラーとして十分力量があると認定させていただく方を「準ずる方」と申しまして、資格をお持ちでない分、単価は時給2,700円と少し落ちますが、資格を持った方々だけでは網羅できませんので、経験豊かな方々も加わっていただきながら対応しているところでございます。

もともと、中学校でニーズが非常に高く、公立中学校に「配置83校・派遣40校」と書いてございますが、学校に配置させていただいているのが83校でございます。近隣の学校に要望があれば派遣させていただきます。学校規模によってはその学校に常駐していなくても対応できる場合がありますので、残りの学校を派遣校としてカバーさせていただき仕組みでございます。

それを県立学校に応用しまして、県立学校52校を4つのエリアに分けて、中心となる学校に、常駐ではないですけれども、来てくださる仕組みになっており、要望を受けて近隣の学校に向いて相談業務に応じるという運用をしております。拠点校各1校設置というのはそういう意味で、4エリアに1校ずつ拠点校がございます。拠点校に大体来ることになっていて、その相談業務をしながら地域エリア内で要望のあるところに行かせていただく仕組みでございます。

昨今、小学校のニーズが高まっている、あるいは、課題が多いと思っております。小学校に

は、今まで配置しておりませんでしたので、県内を11のエリアに分けまして、エリア内でニーズのある小学校に派遣させていただき仕組みでカバーしております。

そして、令和3年度の実績はここにはございませんので、併せて資料として提供いたしますし、先ほどの勤務条件も見えるようにさせていただこうと思っております。

○前屋敷委員 ありがとうございます。

令和4年度の教職員の定数の状況を教えてください。あわせて、会計年度任用職員の数も教えてください。

○大山教職員課長 令和4年5月1日時点の教職員の総数につきましては、1万826人です。このうち、臨時的任用職員が1,612人です。これとは別に、会計年度任用職員が923人おりました。

○齊藤委員 私もお尋ねしたかったのが、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、それぞれの定数というか、実際、先生は何人いらっしゃるのか教えてください。

○大山教職員課長 まず小学校は4,574人です。このうち、臨時的任用講師が624人です。それと別に、会計年度任用職員が224人おられます。

中学校は総数が2,711人。このうち、臨時的任用講師等が419人です。これとは別に、会計年度任用職員が134人おられます。

義務教育学校は総数が66人で、このうち、9人が臨時的任用になります。これとは別に、会計年度が5人おられます。

中等教育学校は総数40人です。そのうち臨時的任用講師が3人。これとは別に、会計年度任用職員が11人います。

高等学校は、総数が2,305人です。このうち臨

時的任用講師が321人。これとは別に、会計年度任用職員が408人おられます。

最後に、特別支援学校は、総数が1,130人。うち臨時的任用講師が236人。これとは別に、会計年度任用職員が141人おられます。

○齊藤委員 確認ですが、最後の特別支援学校の例ですと、総数が1,130人いらっしゃる中で、その中に臨時的先生が236人いて、1,130人以外に会計年度任用職員が141人いるという考え方でいいんですか。

○大山教職員課長 はい、そのとおりでございます。

○齊藤委員 総数に臨時的任用講師を入れて、会計年度任用職員を出すのはなぜですか。

○大山教職員課長 フルタイムで働ける人数を総数に入れておられます。

会計年度任用職員につきましては、いわゆるパートタイム制になっており、勤務時間が短いので、別数として申し上げさせていただいたところでもあります。

○齊藤委員 以前、正規で採用されている先生と講師の先生がいらっしゃいましたけれども、今は、講師の先生は会計年度任用職員になるんですか。

○大山教職員課長 講師につきましては、臨時的任用職員に当たります。

○齊藤委員 学校事務の先生は、どこに入ってくるんですか。

○大山教職員課長 学校事務につきましては、総数、それから臨時的任用職員もおられます。会計年度任用職員もおられますので、それぞれに入っております。教職員数になりますので、教員、事務職員を含めた数で申し上げました。

○前屋敷委員 確認なんですけど、学級定数につ

いて、今、小学校1～2年生が35人ですか。30人ですか。

○**大山教職員課長** 1～2年生は30人で学級編成をしております。

○**前屋敷委員** 30人ですね。中学校1年生は30人ですか。

○**大山教職員課長** 中学校1年生は35人であります。

ちなみに、小学校は、1～2年生が30人、3～4年生が35人、5～6年生が40人。中学校の1年生が35人、2～3年生が40人という学級の編成基準になっております。

○**前屋敷委員** 子供たちの学ぶ環境をよくする上では、少人数学級の方に移行していかなければならないと思っておりますが、教職員の採用は厳しい状況が続いていますけれども、令和4年度の受験者数と採用数を教えてください。

○**大山教職員課長** 令和4年度に実施した採用試験につきましては、受験者数が1,138人、採用は365人となっております。

○**前屋敷委員** 先ほどの学級定数をしっかり満たす上で、採用者数365人は十分な採用数でしょうか。

○**大山教職員課長** 採用予定者数につきましては、採用する前年度に試験を行います。その時点で、募集定員等を公表しますが、その時点で予測される学級数等を基に算出しております。今年度もですが、学級が計画的に少人数学級となり増えていく部分は加味されていますけれども、例えば、転出、転入等があった場合、もしくは、特別支援学級の数の確定が年度の後半になりますので、そういったところで、若干足りない部分も出てきてはおります。

○**前屋敷委員** 受験者数に対する採用数が約3

分の1という状況があって、先生になりたくてもなれない方々が臨時的な教師として何年もやってこられて、とうとう年齢的にアウトになってしまうという事例をこれまで幾つも聞いていますけれども、先生方の置かれた厳しい状況の中で、受験者も少なくなってきましたので、先生方の待遇等もしっかり改善する。そして、この先、意欲などもしっかり受け止めることが大事になってくるのではないかと考えています。私としては、少人数学級をもっと進めて、先生方をもっと増やして、子供たちに本当にいい環境を整えていくことは必然的な流れだと思っていますので、ぜひそういった方向もしっかり念頭に置いていただいて、お願いしたいと思います。

○**大山教職員課長** 臨時的任用講師等の方々の採用に当たりましては、これまでも例えば、ある一定期間、勤務された方については、一次試験を免除する取組を行ってまいりました。

また、平成31年度から実質的に年齢制限を撤廃し、59歳まで試験を受けられるようにしております。これからも幅広い人材の確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○**前屋敷委員** 年齢制限は、緩和されてきたのですね。

もう一ついいですか。

資料75ページで、部活に関して、この委員会でも小林市での部活の地域移行ということで、モデル的なケースとして頑張っていたいただいているところを教えてくださいましたけれども、これは令和4年度から始まったんですか、その前からされていたんですか。

公立中学校は16市町村、64人、県立学校は32校、32人という配置になっていますが、県立学

校の場合は、各学校に1人はいるように配置されていると見ていいのか。あと、中学校は、今どういう状況で、どういう要望などが上がっているのか分かれば教えてください。

○木宮スポーツ振興課長 まず、部活動の地域移行——地域部活動推進ですけれども、小林市は、国のモデル事業を活用して令和3年から、令和4年、今年と実施しております。

令和3年度につきましては、三松中学校1校で5つの部活動で実践研究を行い、令和4年度は、三松中学校、小林中学校、細野中学校の3校に広げて、部活動の数も増やして実践いたしました。

それから、部活動改革推進における部活動指導員の配置ですが、県立高校と五ヶ瀬中等教育学校を合わせて37校に32名を配置しております。考え方としては、大体1校に1名を配置していきたいということで進めておりました。

○前屋敷委員 今後の方向としても、公立中学校に270名を目指すということで——中学校だけでなく高校もでしょうけれども、部活の指導をしてくださる先生方は、自分の専門であれば一定の経験もあり、こなせたりするけれども、全く経験がない方々も責任者として指導されるので、非常に大変さがかかってくると聞いたり見たりしてきておりますし、今、働き方改革の問題も出ています。

けれども、必要な部分であろうし、教育の一環としてもしっかり位置づけなければならない中で、地域での体制はどうやって確保しているのか——どうやって部活動の指導者を確保されているのか、また、その方々の処遇なども教えてください。

○木宮スポーツ振興課長 部活動指導員という

指導者の確保については、市町村と各学校が連携して、また県のスポーツ協会にもスポーツ指導者資格、有資格者の情報がございますので、その情報について問合せがあれば、お答えするという体制をとりながら、確保に努めているところでもあります。

しかしながら、例えば、公立中学校では、昨年度は77名配置したいとスタートしましたが、最終的には64名配置で、なかなか難しいといえますか、厳しい状況もございます。

ただし、令和5年度は予算の枠を増やしまして、希望する市町村も昨年度より増えて、配置数も増えている状況にございます。

今後も、市町村、各学校と連携し、様々な情報を入手しながら、指導者の確保に努めていく必要があると考えております。

それから、処遇ですけれども、会計年度任用職員ということで、国の事業を活用しておりますので、1時間当たり1,600円です。年間で210時間までとなっており、国、県、市町村で、3分の1ずつ費用を負担して、この事業を推進しているところでもあります。

○前屋敷委員 待遇としては、会計年度任用職員ということですが、部活だけに専念して指導していただく職員になるわけですね。そういった意味では、部活動そのものに対する認識とか、捉え方とか、方針とか、教育委員会や市町村としっかり共有をしながら、勝利至上主義にならないような——部活やスポーツだけに限らないと思いますけれども、本当に楽しくやれる、勉学にも生きてくるような、そういう部活動の指導が目標とならなければならないのではないかと思いますので、責任もある立場であることもしっかり共有しながら、子供たちのために

頑張っていたきたいと思いますので、お願いします。

○木宮スポーツ振興課長 部活動指導員は、会計年度任用職員ということで、学校の職員ですので、学校の教育活動であるとか、学校教育の意義であるとか、部活動の意義であるとか、しっかり理解してもらうため、任用に当たって研修をすることとしております。今、委員がおっしゃられたような内容について、しっかり説明して、理解していただいた上で、指導に当たっていただいております。今後ともそういう視点を大事にしながら、配置を進めていきたいと考えております。

○井本委員 前にも話したことがあるけれども、外国では、部活動というのはいないんですね。全部クラブをつくって、そこにみんな行ってやっている。こんなに少子化になって——それこそ私は柔道部だったけれども柔道部がなくなったとか、部活もだんだんなくなるところが出てきますからね。

流れとしては、クラブのようなところに移行する流れの中にあるのではないのかと思うんですけども、その辺はどうですかね。ある程度、見極めながらやっているのか、それとも部活動をもっと充実させようという考えでやっているのか。

○木宮スポーツ振興課長 部活動と地域クラブ活動に関する国のガイドラインを受けまして、9月末に県の方針を示させていただいたところでもあります。

公立中学校における休日の部活動を地域に移行しようということで、国が今年度から令和7年度にかけて3年間を改革推進期間として位置づけております。それを受けまして、本県でも

改革推進期間と位置づけて、昨年度、今年の夏休みにかけて全市町村を回らせていただいて、それぞれの状況を把握しながら、どういったようなことができるか、どういったような方向に進めることができるか、連携しながら進めているところでございます。

休日については、地域のクラブへの移行を念頭に置いて進めているところであります。

○井本委員 国策としても、ある程度見極めながらやっているということでもいいですか。

○木宮スポーツ振興課長 はい、そのとおりであります。

○井本委員 資料3ページに、教育の計画は「未来を切り拓く、心豊かでたくましい」という感じで書いてありますけれども、未来を切り拓くたくましい人間というのは、どんな人間をイメージしているのかなと思うんです。

直接絡むか分からないけれども、日本が「失われた30年」と言われているのは、原因がいろいろありますが、大きな原因の一つとして人材づくりに失敗しているのではないかという考えがあるんですね。実は本会議で話したことがあるんですけども、日本は追いつき追い越せと一生懸命やってきたわけです。ようやく西洋に追いついた、キャッチアップした。キャッチアップしたけれども、そこにバブルが生じてしまった。バブルの後、がたんときて、それから伸びない。あれからもう30年経ちました。

自分たちがキャッチアップしたときに、その先が見えないわけですよ。何をしていたか分からなかったから、失われた30年になったんじゃないかという説があるんです。

ヨーロッパでは特に、失業者は若年労働者で、こういう仕事があるから、こういう人が来てく

ださいというのが当たり前です。ところが、日本の場合は若い人、大学卒はみんな来てくださいます。そこで私たちが教育しますと言って、営業やら何やらかんやらさせられる。社内では通用するけれども、社会では通用しない。そういう人間を育てているんです。公務員も3年に1回ぐらい交代する。ジェネラリストになるんです。一流企業の人でもジェネラリストで、何でもできる。しかし、スペシャリストじゃないから、特別なことはできない。エキスパートが育っていないんです。

それに、ヨーロッパでは職を上がるごとにキャリアアップするんです。逆に日本の場合は、転職するごとに下に落ちていくんです。これでは、日本は失われた30年を乗り越えることができないのではないかという気がしているんです。

要するに日本の場合は、個性のある人、能力のある人が育っていないということです。私は、これを何とかしなければならぬというのが、教育の課題じゃないのかと思っています。

日本の場合は、個性と言いながら横並び、実際は飛び出たらすぐ叩く。だから、結局、日本人は上に出ることはできないのではないかと思うんです。そして、この資料の中にも入っているけれども、宮崎県の中で就職させましょうというわけでしょう。外に出て行って、頑張ってきたさいという発想はない。こんな発想で、たくましい、個性のある、自由にものを考えてくれるような人材が育つんだろうかと心配するんです。私は未来を切り拓く、たくましい人間というのは自由にものを考えられる個性的な人間だろうと思うんです。皆さんが考えるたくましい、未来を切り拓く人間というのは、どんな人間なのか。どういうイメージを持ってこういう

教育をしているのか。その辺を聞かせてもらえませんか。そして、それはどうしたら育つのか。

○黒木教育長 大変深く考えさせられる課題をお話しいただいたかと思います。

保護者の皆様、地域の方々、社会もそうですがけれども、教育、あるいは学校に一番お求めになるのは、まずは子供のことから、健康とか、安全とか、安心、命です。それがまず一番大事であろうと思っております。

順番はなかなかつけづらいですけども、次は自立ではないかと思っております。我が子が社会に出て、自立して生活ができるようになってほしい。できれば学校でそのための力をつけてほしい。そのようにお考えではないのかと思っております。

したがいまして、子供たちの将来的な自立に向けて——職業も含め、社会的にもですけども、学校では、いかなることができているのかを考えながら支援することだと思っております。逆に言いますと、子供たちは自ら歩む人生、自分で考えて学んでいく、あるいは解決していく、そんな人生を歩むべきではないかと思っております。

御指摘のありました「未来を切り拓く、心豊かでたくましい、宮崎の人づくり」というのは、令和4年度までの教育振興基本計画でございまして、教育委員会が心が豊かで、体がたくましくて、優れた知性を持ちましょうということを長らく合言葉にしていまいりましたので、それらを背景にしたものでございます。

令和5年度から新しい教育振興基本計画を、昨年度、1年間かけて検討し、つくっております。そこには、「ひなたの学び」を中心に据える考えをみんなで持ったところがございます。これは、小学校も中学校も高校も特別支援学校も、

宮崎県の子供たちが縦軸にずっとつなげてほしい力として考えました。

「ひなた」の言葉で進めるんですけども、ひなたの「ひ」で、一人一人が自立して問いを持つ。ひなたの「な」ですが、仲間となって、つながる力を持って学び合う。ひなたの「た」で、高めよう、深く考える力としております。考えることは非常に大切で、考える場、考える機会を、時間をかけてでもつくっていくべきだろうと思っております。そういった子供たちの育成が、学びに向かう力のまず第一歩になると思っております。私の個人的な考えかもしれませんが、最終的には自立につながっていくと思っています。

○井本委員 教育観の違いがあるかもしれないけれども、簡単に言えば、自立とはどういう自立かということです。周りのものをよく見ながら、調和しながら、横並びで自立する。これも自立です。横並びしない、私はとにかく1人でも生きていくぞというのも自立した人間です。

これは日本人の弱点です。日本民族の横を見ながら生きていく、常に空気を読みながら生きていくというのが日本人の特徴です。

とにかく、高度成長期は目的がしっかりしていたから、全員一緒になって、束になってとりかかったのが目的が達成できた。だから、あのときは成功したんです。ところが、目的がなくなった。だから、次はどうすればいいのか、さっぱり分からなくなった。GDPは、韓国に抜かれます。みんな幸せだからいいというなら、それでもいいんです。それもいいのかもしいと、私も時には思ったりもしますが、皆さんがたくましい、自分で切り拓く人間をつくりたいと言うから、それならひとつそういう人間をつ

くってください。

私も77歳になりますので、いよいよのつもりで言っています。よろしく願いいたします。

もう一ついいですか。資料46ページの今後の方向性に「学力を国が示す」と書いてあります。国が決めたことはどうしてもやらないといけないんですか。

恐らく学習指導要領か何かですよ。国としてのこういう国民をつくりたいという目標が恐らくあるでしょうから、これを是とするなら結構ですが、宮崎県は宮崎県独自のものがあるいいのではないかという気がするんです。

○田中義務教育課長 委員が先ほどからお話しされていることを深く考えながら、聞いていたんですけども、教育は国家100年の計とも言われますように、教育の役割は非常に大きいと思っております。県教育委員会としましても、国の方針として学力の向上を最重要課題として約10年取り組んでまいりました。

ところが、この間に学習指導要領が変わり、GIGAスクールの実現、コロナ禍、いろいろな状況の中で、学力の捉え方とか、授業の在り方が見直されております。県教育委員会としましても、国の方針を踏まえて、学校等に話をしているのですが、まだまだ趣旨が生かされていないと反省をしております。

今学校に求められているのは、持続可能な社会のづくり手です。ですから、これまでのように何を知っているかだけではなく、どんなことができるかとか、何ができるかとか、何をすべきかとか、そういう力を育むことです。そのためには、周りの出来事を自分ごととして捉える資質・能力——知識だけではなくて、学んだことが実生活や、あるいは社会に生かせる力をつ

けようと国が方針を示しております。

見える学力も大事ですが、教職員は教育のプロですから、学びを通して、見えない学力——非認知能力も見落とさないように、一人一人の子供の力をしっかりと伸ばしていくことが非常に大事だと言っております。このことは私たちも丁寧に学校現場に伝えていかないといけないと思いますし、学校は子供や職員にとっての成長ややりがいのある場にならないといけないと思っています。

これまでややもすると画一的な指導だったかもしれませんが、学校の独自性とか創造性、そういうものを引き出すような支援をしてまいりたいと考えております。

**○井本委員** 教育というのは、私もいろいろ本を読むと、難しいなと思う。そのときはいいと思ってやっても、こっちを見たらどうだろうかとか難しい。今度、我々も委員長の指導で、ニイルの自由教育を見に行きます。私もニイルの本を2冊ほど読んでみたら、考え方が徹底しているというか、自由教育なんです。小さいときから徹底して自由に発想させて、たくましい、自立する人間をつくるということなんです。読んでびっくりいたしましたけれども、教育理論は恐らく西洋のほうが先行しているんじゃないかと思います。皆さんがそれなりに勉強して、何とか宮崎県の独自性のある教育をやろうとしておられるんじゃないかと思います。

どうぞひとつよろしくをお願いします。

**○田中義務教育課長** 確かに、他県ではいろんな取組がなされております。個別最適な学びを学校、あるいは行政が提供していく使命もございますので、我々もいろんな取組をしっかりと学びながら、県内で使えるものは使うように提供

してまいりたいと思います。

**○山内副主査** 資料34ページで、「みやざき科学技術人材育成」の主な実績内容等にSSHがあります。このSSHの成果について教えてください。

**○間曾高校教育課長** SSH——スーパーサイエンスハイスクールですけれども、宮崎北高等学校、宮崎西高等学校、延岡高等学校の3校を指定し、それぞれ取り組んでいただいているところです。先進的な科学技術等をしっかりと学び、これからの科学技術人材を育成していくことが目的でございます。

例えば、宮崎北高等学校はかなり長期にわたって、SSH校の指定校となっており、取組内容としましては、地域創生に関わる科学技術人材を育成する教育プログラムの研究を開発していただいています。理科の教員や数学の教員といった一部の教員だけではなく、学校のカリキュラムにしっかりと位置づけていただいて、全ての先生方に取り組んでいただいています。これまでの長い研究の中で、今よく言われます探究的な学び——自分で課題を見つけて、解決していくために、どういう解決案を探していくのか、考えていくのか、そういった力をつけることも行っております。

また、延岡高等学校は、地元産業に旭化成株式会社がございまして、旭化成をはじめ、地域の産業界の方々としっかりと連携を組み合わせながら、メンターとなっていただいて、子供たちが立てた探究的な課題の解決に向かっていきます。

そのように、子供たちがこれから世の中を生きていくために、自ら課題を見つけて、しっかりと考えていく力が身につけていっていると考えております。

**○山内副主査** 全ての先生が関わる探究的な学びの話がありましたが、探究的な学びはSSHに関わらず、県内いろんな高校でされていると思います。大宮高等学校などは最初のころに始めたと記憶しております。

SSHの目的として、理系的な生徒を増やしたいということがあったと思いますが、SSHの指定によって、宮崎北高等学校、宮崎西高等学校、延岡高等学校では、理系を志望する生徒が実際に増えているのでしょうか。宮崎西高等学校にはもともと理数科があつて、理系が好きな子たちが集まっている学校であつたと思います。SSH指定校の本来の目的として、科学に特化して理系を増やすということがあったのではないのでしょうか。もしくは、SSHに指定することによって、理系に進む女子生徒の割合など、実際に目に見えるものが増えているのでしょうか。

**○間曾高校教育課長** 例えば、延岡高等学校のメディカル・サイエンス科、宮崎西高等学校の理数科等、多くの子供たちが入学してくれています。そういった意味で——宮崎北高等学校もですけれども、子供たちや保護者のニーズになつていると考えております。

申し訳ございません。もう1つは何でしたでしょうか。

**○山内副主査** SSHの指定によって、理系の生徒や理系の女子生徒を育て、増えているのか。また、先ほど言いませんでしたが、理数系の科目の学力向上につながっていたり、何か数字的なものがあるのでしょうか。

**○間曾高校教育課長** 例えば、宮崎北高等学校のSSHの取組では、女子生徒がいろいろな科学を学ぶ場にいち早く着目して、数年前から設

けておられます。

具体的な数字が物すごく伸びているとか、すぐに成果や数字というのはなかなか難しい面もございませけれども、継続していくことでしっかりと成果が出ていくと考えておりますし、県教育委員会でもしっかりとサポートしていきたいと考えております。

**○山内副主査** すぐに結果が出るものではないことは理解しておりますが、宮崎北高等学校は2003年に指定されてもう20年たっていますよね。ある程度の成果が見えてもいいのではないかと考えています。SSHの名前がつくことによって、保護者や生徒の希望が増えるだけになっていないかと思うところがあります。もし、数値が何かあれば、今後教えていただきたいと思つています。

それから、県北に1つ、県央に2つ、次は県西へという話も聞いていますが、SSHは負担が多いという話も過去にあつて、宮崎北高等学校の先生が休職になつたと新聞メディアでありました。たしか令和3年だつたと思つても、それを踏まえて、令和4年度は何か改善がなされたのでしょうか。または、その結果がどうなつたのかを教えてください。

**○間曾高校教育課長** SSHは、かなりいろいろな取組をしていただいておりますので、負担がないと言われても、御担当いただく先生方にはどうしても一定の負担がかかってくるかと考えております。副主査が御指摘のとおり、令和3年度に宮崎北高等学校でのいろいろなことが新聞報道されました。その際、県教育委員会はすぐに宮崎北高等学校にお伺いさせていただいて、先生方お一人お一人と面談をさせていただき、お困りのこと、県教育委員会としてできる

ことをしっかりとお話させていただいたところ  
です。あのとき、管理機関がしっかりと学校と  
密に連携を図っていくべきことを痛感いたしま  
した。現在、指定しております3校にも各担当  
がおりますので、反省を踏まえて、足しげく学  
校にお邪魔させていただいて、お話をさせてい  
ただいております。

県では、この3校に加え、都城泉ヶ丘高等学  
校を科学技術人材育成校と位置づけておりまし  
て、県内一円で科学技術人材の育成、探究的な  
学びをしっかりと進めていきたいと思っております。

県教育委員会としては、しっかりと反省を踏  
まえながら取り組んでいるところでございます。

**○井本委員** 資料9ページの「人づくり」。施策  
目標として、「子どもたちを取り巻く大人一人ひ  
とりが、それぞれの役割をしっかりと果たしな  
がら積極的に子どもたちの教育に関わるととも  
に、保護者や地域住民、教職員をはじめ、地域  
や企業、市民団体等が連携・協働し、県民総ぐ  
るみで教育を進める社会を目指す」と書いてあ  
るんですけども、総ぐるみという言葉はきれい  
だけれども、連帯責任は無責任という言葉が  
あるんです。誰かが責任を持っていないと、誰  
がやったか分からないし、進む船も前に進ま  
ない。いろんな人が教育に絡まれるのは、すば  
らしいことではあるんだけども、船頭多くして  
船山に登るという例えもあります。中核になる  
人は当然いるんですよ。その辺はどうなんで  
しょうか。

**○久保教育政策課長** 教育に参画する社会づく  
りですけども、子供たちを地域に参画させて  
いくような教育につきましては、教育委員会が  
責任を持つ部分であろうかと思っております。段階を

踏んでいくにつれて、周り、社会と関わってい  
く必要が出てきますので、その中では地域の方  
であるとか、企業の方とか、そういう方とも協  
働して進めていくことが重要になろうと考えて  
おります。その部分は県や市町村が積極的に関  
与して、協力をいただく機運づくりをやってい  
く責任があると考えております。

**○山内主査** それでは以上をもって、教育委員  
会を終了いたします。執行部の皆さんお疲れさ  
までした。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

---

午後2時16分再開

**○山内主査** 分科会を再開いたします。

まず採決についてであります。明日10月3  
日の午後1時から採決を行いたいと思いたす  
がよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○山内主査** それではそのように決定いたしま  
す。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○山内主査** 何もないようですので、以上で、  
本日の分科会を終了いたします。

午後2時16分散会

令和5年10月3日(火曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(6人)

主	査	山内	佳菜子	
副	主	査	山内	いっとく
委	員	日高	陽一	
委	員	前屋敷	恵美	
委	員	齊藤	了介	
委	員	井本	英雄	

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田	真紀
政策調査課主査	西尾	明

---

○山内主査 分科会を再開いたします。

本分科会に付託されました議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後1時0分再開

○山内主査 分科会を再開いたします。

それでは、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査 それでは、採決につきましては、議案ごとにお伺いいたします。

それでは、採決いたします。

まず、議案第12号について、原案のとおり認

定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○山内主査 挙手多数。よって、議案第12号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第13号及び第15号について、原案のとおり認定、議案第14号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○山内主査 挙手全員。よって、議案第13号及び第15号については原案のとおり認定、議案第14号につきましては、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。

主査報告の内容として、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

---

午後1時1分再開

○山内主査 分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内主査 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

○井本委員 次の委員会の際に時間があるなら、齊藤委員が言っていた、すばらしい命の教育をされるという方の話が聞いてみたい。

○山内主査 暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

---

令和5年10月3日(火)

午後1時6分再開

○山内主査 分科会を再開いたします。

それでは、以上で分科会を閉会いたします。

午後1時6分閉会

署 名

文教警察企業分科会主査 山 内 佳菜子

